道徳教育に関する 教育委員会を対象とした調査 <結果報告書 >

平成 22 年 12 月

東京学芸大学「総合的道徳教育プログラム」推進本部 第1プロジェクト

はじめに

本調査「道徳教育に関する教育委員会を対象とした調査」は、東京学芸大学が進める事業「地域・学校と連携した『総合的道徳教育プログラム』の開発」の一環として行ったものである。子どもの規範意識や自尊感情などが不安定になる中、平成20年に学習指導要領が改訂され、その中では道徳教育の一層の改善・充実の方向が様々な角度から示された。それとともに、主として教員養成を担い、教育研究の1つの基幹となるべき大学の道徳教育関連事業や教職課程科目の改善・充実も一層求められることとなった。

本学における「総合的道徳教育プログラム」の開発は、そのような課題意識のもと、平成21年度に始められ、本年度で2年目を迎えている。本事業の推進に当たっては、その実施の主体となる推進本部を設置し、活動の方向付けや連携の拡充を担う「総合的道徳教育プログラム開発協議会」を発足させるとともに、次の3つのプロジェクトを設定した。

- ○第1プロジェクト…道徳教育推進教員の養成・研修プログラムの開発
- ○第2プロジェクト…汎用性の高い魅力ある道徳教育用教材の開発
- ○第3プロジェクト…道徳教育のための体験学習プログラムの開発

本調査は、これらの中で、主として第1プロジェクトの推進のために、道徳教育充実のための施策や、大学の教員養成と直接連続する教員研修の全国的な状況を把握したいと考え、その実施主体である教育委員会を対象として実施することとした。そのことが本学における本プログラムの推進、さらには、大学における教職課程科目「道徳の指導法」や道徳教育関連科目の改善・充実のための手掛かりを得る重要な手段の1つになると考えたからである。

なお、昨年度には、「大学・短大における教職科目(道徳の指導法)に関する調査」を 実施し、その結果報告書を本年度5月にまとめている。それらと本調査の結果等を関連的 に考察することも含めて、教員養成における道徳教育事業や科目の在り方、教育委員会に おける教員研修との接続や関連の在り方等の検討に生かしたいと考えている。

なお、多忙極まる各教育委員会にて本調査の回答にご協力いただいた関係各位に深く御礼申し上げるとともに、各教育委員会においても、本調査の中から道徳教育の課題の推進 に資する情報などを見つけていただくことができれば幸いである。

平成22年12月

東京学芸大学「総合的道徳教育プログラム」推進本部 本部長 佐藤 郡衛

平成22年度「総合的道徳教育プログラム」推進本部(構成員)

■ 平成22年度

◎:本部長 ○:副本部長

◎佐 藤 郡 衛 理事·副学長(総務等担当)

國 分 充 学系長(総合教育科学系)

嶋 中 道 則 学系長(人文社会科学系)

金澤育三 学系長(自然科学系)

有 吉 正 博 学系長(芸術・スポーツ科学系)

笠 井 俊 秀 学務部長

○永 田 繁 雄 教員養成カリキュラム開発研究センター

○松 尾 直 博 教育心理学講座

近藤精一 教職大学院

岩 立 京 子 教育学講座

小 森 伸 一 健康・スポーツ科学講座

北 詰 裕 子 教育学講座

藤 澤 文 推進本部特任講師

本調査の結果報告書は、文部科学省の特別経費により進める事業「地域・学校と連携した『総合的道徳教育プログラム』の開発」の一環として行い、まとめたものです。

も く じ

調	査 -	
序	調査	にあたって
	1	本調査の背景
	2	調査票の作成と調査の実施
Ι	調査の	D目的及び方法
	1	調査の目的
	2	調査の方法
Π	結果と	
	A 道	徳教育の施策上の目標や方針について
	1	道徳教育の施策上の目標や方針の位置付け
	2	道徳教育の施策上の目標や方針の内容
	B 道	徳教育に関する研修について
	3	道徳教育に関する研修の実施
	4	道徳教育に関する研修の概要
	1	研修の種類数と名称
	(① 教育委員会事務局が中心となって行う研修の種類の回答数
	(② 教育センター等が中心となって行う研修の種類の回答数
	(③ 研修の名称
	2	研修の日数
	(① 教育委員会主催の研修の日数
	(② 教育センター等主催の研修の日数
	3	研修の受講者数
	(① 教育委員会主催の研修の受講者数
	(② 教育センター等主催の研修の受講者数
	5	初任者研修における道徳教育の内容の位置付け
	6	道徳教育に関する初任者研修の形態
	,	ア 道徳教育の内容に関する研修の独立性の有無
	,	イ 研修に授業参観や研究授業を含むか否かの状況
		ウ 道徳に関する年間の研修回数(日数)

C _ ;	道徳教育充実のために実施している施策について
7	教育委員会独自の研究指定事業実施の有無
8	道徳の授業公開の実施要請
9	道徳の授業公開の学級数の割合
10	平成21年度における教師用道徳資料の作成
11	過去3年間における教師用道徳資料の作成
12	平成21年度における児童生徒用道徳教材(道徳資料)集の作成
13	過去3年間における児童生徒用道徳教材(道徳資料)集の作成
14	道徳教育充実のために行っている施策
D	教育委員会と大学との連携
15	教育委員会と大学との連携の状況
	W6 15 18 -5 - 1 -5 - 1 -1 - 5 TP PF
参考	道徳教育の充実のための課題
16	道徳教育の充実のための課題 道徳教育充実のための課題の受け止め 近を終えて
16	道徳教育充実のための課題の受け止め
16 調 須	道徳教育充実のための課題の受け止め
16 調電 考資料	道徳教育充実のための課題の受け止め
16 調査 考資料 □資源	道徳教育充実のための課題の受け止め
16 調 酒 考資料 □資源	道徳教育充実のための課題の受け止め
16 調 酒 考資料 □資資	道徳教育充実のための課題の受け止め
考資料 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	道徳教育充実のための課題の受け止め
考資料 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	道徳教育充実のための課題の受け止め
16 調 酒 海 資 資 資 資 資 資	道徳教育充実のための課題の受け止め
16 調 酒 海 資 資 資 資 資 資	道徳教育充実のための課題の受け止め

調査

序 調査にあたって

1 本調査の背景

学校における道徳教育は、教育課程に道徳の時間が昭和33年に特設されて以来、その要としての道徳の時間の計画的な実施を中軸とした道徳教育の充実の方向を目指し、子どもの豊かな心の育成の中核を担ってきた。しかし、例えば文部科学省による「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において小・中学校での問題行動の発生件数がここ数年は増加傾向を示すなど、子どもの道徳性の不安定さは止む兆しが見えない。

そのような中、平成20年3月に学習指導要領が改訂された。道徳の時間について児童生徒の受け止めがよくない、指導の形骸化が強いのではないかなど、多くの課題が指摘された中での改訂である。この新しい学習指導要領における道徳教育では、様々な角度から改善・充実が図られた。例えば、各教科等を含め全教育活動で行うことが一層重視されたこと、道徳の時間の要としての役割が明確化されたこと、道徳教育推進教師を中心とした一体的推進体制を作ることが明記されたことなどがそれである。この新しい学習指導要領も移行措置期間に入って本年度で2年目となり、平成23年度よりは小学校から段階的に全面実施される。それとともに、各教育委員会では道徳教育を重点施策の1つとして掲げ、それぞれの地域の課題に応じた様々な取組を推進していくと予想される。

また、大学の教員養成学部等と教育委員会との連携の重要性は、以前から指摘されてきた。平成16~17年度には、文部科学省による「道徳教育の充実のための教員養成学部等との連携研究事業」が2年間にわたって展開され、教員養成と教員研修の関連的充実の試みがなされた。本学においても東京都教育委員会と青山学院大学との連携研究を深め、特に初任者教員の追跡から大学における「道徳の指導法」の課題を浮き彫りにする試みもなされている。この事業全体の中では、インターネット上に道徳の学習指導案や題材を広く提供したり、教育委員会の道徳担当者が大学で継続的に指導したりするなど、ユニークな取組が様々に見られたが、現在も継続的に続けられている事例は必ずしも多くはない。

なお、本年度(平成22年度)においては、文部科学省の「道徳教育総合支援事業」が、 前年度の事業を継続・発展させる形で、各都道府県、政令指定都市、中核市を公募対象と して20あまりの教育委員会の計画を採択するなどして実施されている。そこでは、外部講 師派遣、保護者や地域住民との連携、道徳教育用教材の活用等、特色ある活動が進められ ているが、それらが新たな促進剤となって、道徳教育施策や研修等の拡充がされていくこ とが期待される。本学においても、これらの動きに研究機関及び教員養成機関の立場から 積極的にかかわることが求められている。

今、重要なのは、大学の教員養成課程と教育委員会の施策が一層の連携的な視点をもって道徳教育の改善・充実に資するものとなるようにしていくことである。研究機能と教員

養成機能を併せもつ大学の果たすべき役割は教育委員会とは異なるが、それぞれの組織が機能を分担をしつつも、課題は共有しなくてはならない。また、相互の特質を生かし合う取組や連携的な取組の充実を図るためには、それぞれの取組の様子や課題、連携の現状などを把握しておかなくてはならない。

教育委員会における道徳教育の全体的な施策の状況については、今までも文部科学省による「道徳教育推進状況調査」が5年ごとに実施され、その中で情報が提供されてきた。最近では平成10年度、平成15年度の調査結果が公表され、平成20年度調査については教育委員会で生かす情報として提供されている。その中の調査B・Cにおいて、都道府県、政令指定都市、市区町村教育委員会の取組について示されているが、過去5年間における施策の種類ごとの取組の有無の割合のみが公表されているにとどまり、詳しい状況をつかむことはできない。

そこで、大学での取組の充実を図る視点からも、教育委員会での取組の状況等を広く把握し、それを通して現在の道徳教育の課題等をとらえることが重要であると考えた。

2 調査票の作成と調査の実施

本調査は、このような背景及び意図の中で企画された。その目的は、各教育委員会の道 徳教育に関する施策や教員研修等の取組の状況などを明らかにすることであり、そのため に、質問紙による調査によって次のことがらについて回答を得ることとした。

- A 道徳教育の施策上の目標や方針(位置付け、内容等)
- B 道徳教育に関する研修(種類、名称、日数、受講者数、初任者研修の状況)
- C 道徳教育充実のための施策(研究指定事業、授業公開、指導資料や児童生徒用道徳 資料の作成、その他の事業)
- D 教育委員会と大学との道徳教育推進上の連携

これらの内容に加え、各教育委員会の道徳教育担当者がもつ課題意識についても把握することとし、調査票を作成した(その実際は、巻末「調査票」を参照)。この調査票は、事前に複数の教育委員会の道徳教育指導事務担当者である指導主事に依頼して、用紙案を送り、そこでの予備的実施により、教育委員会の実態等に即したより適切な回答が得られるように調整等を図っている。

なお、自治体の規模等による違いを把握することの意義も考え、都道府県教育委員会、 政令指定都市教育委員会、中核市教育委員会のそれぞれを調査対象とするとともに、東京 学芸大学が所在する東京都内区市町村教育委員会にも回答を求めることした。任意の調査 であり、行政による調査とは異なり、回答を得ることができない教育委員会もあることは 事前に予想されたが、でき得る限り全体的な傾向と有益な情報を得ることを期待した。

なお、本調査の企画は主に推進本部の永田繁雄があたり、その全体的な統計分析は主に 推進本部の藤澤文が担当し、その結果の検討及び考察を両名が担当した。

I 調査の目的および方法

1 調査の目的

全国の各自治体の教育委員会における道徳教育に関する施策や教員研修への取組の状況などを明らかにすることを目的とする。具体的には、各教育委員会において設定する道徳教育充実のための目標や方針、道徳教育に関する研修の実施の状況、研究指定事業、道徳授業の公開、資料作成、大学との連携の状況等について把握することを目的とする。

2 調査の方法

① 調査対象

全国の都道府県教育委員会(以下、都道府県と示す)、政令指定都市の教育委員会(以下、 政令指定都市と示す)、中核市の教育委員会(以下、中核市と示す)、東京都区市町村の教 育委員会(以下、東京都区市町村と示す)の総計168の教育委員会が調査対象とされた。

② 調査時期

平成21年12月から平成22年1月であった。

回収率は、下表に示したように、都道府県が80.9%、政令指定都市が88.9%、中核市が85.4%、東京都区市町村が53.2%であった。全体の回収率は122(72.62%)であった。

東京都区市町村 都道府県 政令指定都市 中核市 47 18 41 62 回収枚数(枚) 38 16 35 33 回収率(%) 88.9 53.2 80.9 85.4

表:調査票の回収率

③ 調査手続き

本調査では、郵送法が用いられた。調査対象の教育委員会に依頼状、調査票、切手付き返信用封筒が送付され、回答を返送するように求められた。同時に、調査協力者には結果に関する報告書をフィードバックする旨が伝えられた。

④ 調査項目

道徳教育の施策上の目標や方針、道徳教育に関する研修、道徳教育充実のために実施している施策、道徳教育充実のために教育委員会として近隣の大学と連携していることの4点について、選択法あるいは自由記述で回答が求められた。

Ⅱ 結果と考察

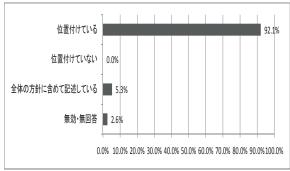
A 道徳教育の施策上の目標や方針について

- |1| 道徳教育の施策上の目標や方針の位置付け
 - 1 貴教育委員会では、学校教育に関する施策を推進する上で、その目標や方針等の中 に、道徳教育や心の教育に関する施策上の目標や方針等を柱立てするなどして位置付 けていますか。

1について、基本統計量を表1、図1-1から図1-4に示した。道徳教育や心の教育に関する施策上の目標や方針を「位置付けている」と回答したのは、都道府県が 35 (92.1%)、政令指定都市が 15 (93.8%)、中核市が 30 (85.7%)、東京都区市町村が 29 (87.9%) であった。「位置づけていない」と回答した教育委員会はなく、「全体の方針に含めて記述している」と回答したのは都道府県が 2(5.3%)、政令指定都市が 1(6.3%)、中核市が 5(14.3%)、東京都区市町村が 4(12.1%) であった。

表 1: 道徳教育の施策の目標や方針を位置づけている教育委員会数と割合

	都道府県		政令	政令指定都市		□核市	東京都区市町村	
	(n=38)		(n=16)		(n=35)		(n=33)	
	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)
位置付けている	35	92.1	15	93.8	30	85.7	29	87.9
位置付けていない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
全体の方針に含めて記述している	2	5.3	1	6.3	5	14.3	4	12.1
無効・無回答	1	2.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0



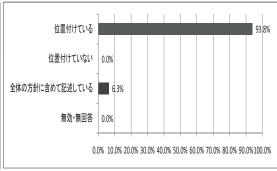
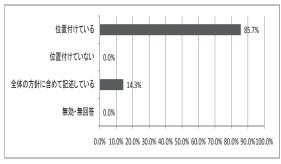


図 1-1:都道府県

図 1-2:政令指定都市



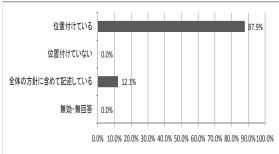


図 1 -3:中核市

図 1 -4:東京都区市町村

この結果により、都道府県、政令指定都市、中核市及び東京都区市町村のいずれも 85% を超える教育委員会が道徳教育や心の教育の施策上の目標や方針を柱立てするなどして独立させて位置付けていることが示された。全体の方針に含めて記述している自治体を含めれば、都道府県の1件の無効・無回答以外の全教育委員会が位置付けており、道徳教育はいずれの教育委員会においても施策推進上、重要な事項となっていることが分かる。

2 道徳教育の施策上の目標や方針の内容

2 「位置付けている」とした場合、その内容をお書きください。

②において記載された具体的な目標や方針の内容については、巻末の「参考資料」の中の資料1に一覧で示した。なお、この一覧では具体的な自治体名はその表現に表れないようにしている。これらを見ると、各教育委員会がそれぞれの地域性や教育課題等に基づいて道徳教育の施策上の目標や方針を設定していることが分かる。

1つには、教育の理念的な方向として示すものが見られる。例えば、「豊かな心の育成」 「いのちの教育」「志や夢をはぐくむ」「規範意識や公共の精神の育成」など理念を教育施 策の基本計画や教育目標に位置付けている例などがそれである。

2つには、自治体が求めるビジョンやプラン、またはその一環として位置付けたり、地域色や地域の課題を明確にしたりして示すものが見られる。その中で、ふるさと、郷土をキーワードとしたり、「□□の心」「□□の人間像」など自治体名を明確に打ち出したりするものは、郷土意識を特に重視した目標や方針であるといえる。

3つには、具体的な体制や教育活動の実現の方向として示したものも見られる。例えば、「信頼される学校づくり」「指導体制・運営体制の充実」「体験活動の充実」「ボランティア活動の推進」「学校間交流の推進」「サポート体制の確立」などがそれである。

そして、さらに具体的な方針を示すものも見られる。道徳教育の指導計画の効果的な作成、道徳的実践力を高める指導の充実、郷土資料の開発と活用等を明示しているものなどがそれである。実際にはこれらが相互に上位・下位目標となっているものも多く、教育委員会の施策の方向性が多様な組み合わせで表現されていることが分かる。

B 道徳教育に関する研修について

|3| 道徳教育に関する研修の実施

③ 道徳教育についての研修、または道徳教育の趣旨を含んだ研修を教育委員会(教育 センターや教育研究所等も含む)として行っていますか。

③について、基本統計量を表3、図3-1から図3-4に示した。道徳教育に関する研修を「行っている」と回答したのは、都道府県が38(100.0%)、政令指定都市が16(100.0%)、中核市が33(94.3%)、東京都区市町村が31(93.9%)であった。研修を「行っていない」と回答したのは東京都区市町村の2(6.1%)であった。

表3: 道徳教育の研修の実施の有無についての回答数と割合

	都	『道府県	政令	治指定都市		中核市	東京都区市町村	
	(n=38)		(n=16)		(n=35)		(n=33)	
	п	割合(%)	n	割合(%)	п	割合(%)	п	割合(%)
行っている	38	100.0	16	100.0	33	94.3	31	93.9
行っていない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	6.1
無効・無回答	0	0.0	0	0.0	2	5.7	0	0.0

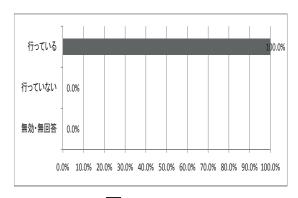


図3-1:都道府県

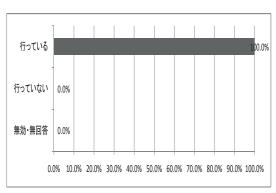
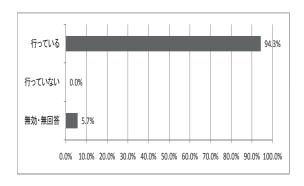


図3-2:政令指定都市



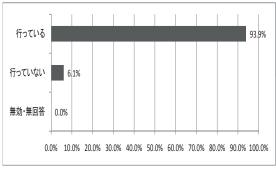


図3-3:中核市

図3-4:東京都区市町村

この結果により、都道府県、政令指定都市、中核市及び東京都区市町村のほとんどの教育委員会が何らかの形で道徳教育に関する研修を行っていることが示された。また、東京都区市町村に行っていないとする教育委員会が一部見られるが、複数の教育委員会が合同や共同の形で研修を行ったり、東京都教育委員会の道徳教育研修に依拠したりしている事例があるものと考えられる。

4 道徳教育に関する研修の概要

[4] 「行っている」と回答した場合、以下の表にその概要をお書きください。 教育委員会と教育センターや教育研究所等で行うものを区別してお書きください。 教育事務所ごとに行っている場合は、標準的な形をお書きください。

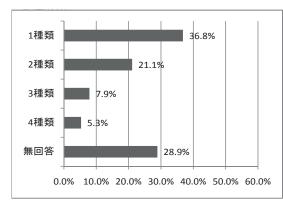
1 研修の種類数と名称

① 教育委員会事務局が中心となって行う研修の種類の回答数

教育委員会事務局が中心となって行う道徳教育の研修(以下、教育委員会主催の研修)の種類について、基本統計量を表4-1①、図4-1①-1 から図4-1①-4 に示した。「都道府県」では1種類と回答したのが14(36.8%)、2種類が8(21.1%)、3種類が3(7.9%)、4種類が2(5.3%)、無回答が11(28.9%)であった。「政令指定都市」では1種類が4(25.0%)、2種類が4(25.0%)、3種類が4(25.0%)、4種類が1(6.3%)、無回答が3(18.8%)であった。「中核市」では1種類が7(20.0%)、2種類が5(14.3%)3種類が2(5.7%)、4種類が3(8.6%)、無回答が18(51.4%)であった。「東京都区市町村」では1種類が7(21.2%)、2種類が15(45.5%)、3種類が4(12.1%)、4種類が6(18.2%)、無回答が1(3.0%)であった。

表4-1①:教育委員会主催の道徳教育関連の研修の種類に関する回答数と割合

		道府県 =38)		指定都市 n=16)	中核市 (n=35)		東京都区市町村 (n=33)	
-	п	割合(%)	п	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)
1種類	14	36.8	4	25.0	7	20.0	7	21.2
2種類	8	21.1	4	25.0	5	14.3	15	45.5
3種類	3	7.9	4	25.0	2	5.7	4	12.1
4種類	2	5.3	1	6.3	3	8.6	6	18.2
無回答	11	28.9	3	18.8	18	51.4	1	3.0



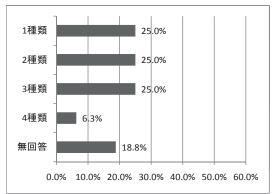
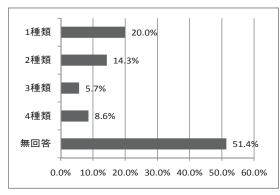


図4-11-1:都道府県

図4-11-2:政令指定都市



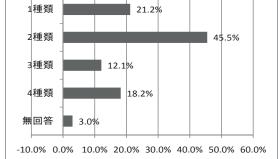


図4-1①-3:中核市

図4-1①-4:東京都区市町村

② 教育センター等が中心となって行う研修の種類の回答数1

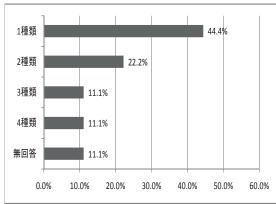
教育センターや教育研究所が中心となって行う道徳教育に関する研修(以下、教育センター等主催の研修)の種類について、基本統計量を表 $\boxed{4}$ -1②、図 $\boxed{4}$ -1②-1から図 $\boxed{4}$ -1②-3に示した。「都道府県」では1種類と回答したのが16(44.4%)、2種類が8(22.2%)、

¹ 東京区市町村については教育委員会事務局に教育センター等による研修を含めて一括して回答を求めたため、ここには示されない。

3 種類が 4 (11.1%)、4 種類が 4 (11.1%)、無回答が 4 (11.1%) であった。「政令指定都市」では 1 種類が 4 (25.0%)、2 種類が 1 (6.3%)、3 種類が 5 (31.3%)、4 種類が 3 (18.8%)、無回答が 3 (18.8%) であった。「中核市」では 1 種類が 7 (20.0%)、2 種類が 6 (17.1%) 3 種類が 4 (11.4%)、4 種類が 8 (22.9%)、無回答が 10 (28.6%) であった。

表 4-1②:教育センター等主催の道徳教育関連の研修の種類に関する回答数と割合

		道府県	政令	指定都市	中核市 (n=35)		
研修の種類	(<i>n</i>	=36)	(r)	$_{7}$ = 16)			
	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	
1種類	16	44.4	4	25.0	7	20.0	
2種類	8	22.2	1	6.3	6	17.1	
3種類	4	11.1	5	31.3	4	11.4	
4種類	4	11.1	3	18.8	8	22.9	
無回答	4	11.1	3	18.8	10	28.6	



1種類 25.0% 2種類 3種類 31.3% 4種類 18.8% 無回答 18.8% 0.0% 10.0% 30.0% 40.0% 50.0% 20.0% 60.0%

図4-12-1:都道府県

図4-12-2:政令指定都市

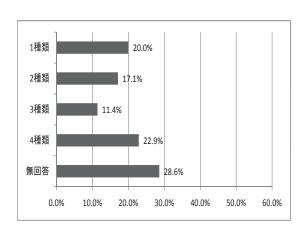


図4-12-3:中核市

なお、表 4-1 の①及び②に示す教育委員会事務局主催の研修及び都道府県、政令指定都市、中核市教育センター等主催の研修の種類数については、初任者研修や 10 年経験者研修などの法定研修や教職経験に応じた研修(以下、法定研修・年次研修を示す)等の中で進める道徳教育に関する研修について記述に含めるか否かについて教育委員会等ごとに異なる判断や受け止めをして回答していることが想像される。そのことを考慮しつつも、本調査からおよそ次のことをとらえることができる。

- ア 都道府県では、全体として域内の市区町村教育委員会、教育センター等に任せて、研 修の種類そのものを絞る傾向があると考えられる。
- イ それに比べて、政令指定都市は、教育委員会はもとより教育センター等においても、 積極的に道徳教育に関する研修を行う傾向がある。それは、一市一教育委員会という行 政の形態上の特質がその要因の1つであると考えられる。
- ウ 中核市については、教育委員会、教育センター等ともに 0 種類 (無回答)の回答数が 他より多い。それは中核市に道府県より教員研修の機能が移管されてまだ十分な年数が 経っていないことがその要因の 1 つであると考えられる。
- エ 東京都内区市町村においては、ほとんどの教育委員会において道徳教育に関する研修 が位置付けられ、しかも2種類以上の研修を実施している教育委員会が75%を超えてい ることが示された。

③ 研修の名称

教育委員会及び教育センター等が行う道徳教育に関する研修関係の研修の名称について は、巻末の「参考資料」の中の資料2に整理して示した。

この整理によれば、教育委員会が行う研修では通常の道徳教育研修・講習会や講座等の他に、研究会・研究協議会・講演会・発表会、法定研修・年次研修・職能に応じた研修、さらには、道徳主任や道徳教育推進教師等の道徳教育主担当者を対象とした研修等も広く見られる。また、教育課程の趣旨の周知徹底に関する研修会や連絡会議なども施策的に位置付けられていることがとらえられる。

また、教育センター等が行う研修も似た傾向をもつが、道徳教育について関心や課題意識をもつ教員を広く募り、「豊かな心をはぐくむ道徳教育」「魅力ある道徳の授業づくり」「基礎から学ぶ道徳の授業づくり」などの名称に見られるように、全体として教師の授業力や実践力の形成を培おうとする方向をより顕著に見て取ることができる。また、年次研修をきめ細かく設定し、教員としてのキャリア形成を重視する傾向も見られる。これらは教育センター等のもつ研修機能や研究機能を発揮し得る方向である。なお、道徳主任や道徳教育推進教師等を対象とした研修は、教育センター等でも広く見られることが分かる。

2 研修の日数

① 教育委員会主催の研修の日数

教育委員会事務局の主催による研修の日数について、基本統計量を表4-2①、図4-2①-1から図4-2①-4に示した。以下文章中、都道府県、政令指定都市、中核市、東京都区市町村の教育委員会でそれぞれ、もっとも回答数が多かった研修日数、2番目に多かった研修日数を挙げる。「都道府県」では、1.0日が 9 (23.7%)、0.5日が 4 (10.5%) であった。「政令指定都市」では、2.0日が 4 (25.0%)、1.0日、6.0日が 2 (12.5%) であった。「中核市」では 1.0日が 1.0日が

表4-2①:教育委員会主催の道徳教育関連の研修の日数に関する回答数および割合

日数	都道府県 (n=38)			政令指定都市 (n=16)		P核市 (=35)	東京都区市町村 (n=33)	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)
0.5日	4	10.5	1	6.3	1	2.9	3	9.1
1.0日	9	23.7	2	12.5	8	22.9	5	15.2
1.5日	1	2.6	1	6.3	2	5.7	4	12.1
2.0日	3	7.9	4	25	0	0	7	21.2
2.5日	3	7.9	0	0	1	2.9	4	12.1
3.0日	2	5.3	0	0	3	8.6	0	0
3.5日	0	0	0	0	1	2.9	2	6.1
4.0日	0	0	1	6.3	0	0	1	3
4.5日	0	0	0	0	0	0	1	3
5.0日	1	2.6	1	6.3	0	0	1	3
5.5日	0	0	0	0	0	0	0	0
6.0日	1	2.6	2	12.5	1	2.9	1	3
6.5日	1	2.6	0	0	0	0	1	3
7.0日	0	0	0	0	0	0	0	0
7.5日	1	2.6	0	0	0	0	0	0
8.0日	0	0	0	0	0	0	1	3
8.5日	0	0	1	6.3	0	0	0	0
9.0日	0	0	0	0	0	0	1	3
9.5日	0	0	0	0	0	0	0	0
10.0日	1	2.6	0	0	0	0	0	0
無回答	11	28.9	3	18.8	18	51.5	1	3

② 教育センター等主催の研修の日数2

教育センター等の主催による研修の日数について、基本統計量を表4-2②、図4-2② -1 から図4-2②-4 に示した。以下文章中、都道府県、政令指定都市、中核市の教育委員会でそれぞれ、もっとも回答数が多かった研修日数、2 番目に多かった研修日数を挙げる。「都道府県」では 2.0 日が 8 (21.1%)、1.0 日が 7 (18.4%)。「政令指定都市」で 0.5 日、

² 東京都区市町村については教育委員会事務局に教育センター等による研修を含めて一括して回答を求めたため、ここには示されない。

1.5 日、2.0 日、2.5 日が 2 (12.5%) であった。「中核市」では 1.0 日が 7 (20.0%) で、2.0 日が 5 (14.3%) であった。

表4-2②:教育センター主催の道徳教育関連の研修の日数(割合)

	都道	府県	政令:	指定都市	中核市		
日数	(n=	=38)		=16)		=35)	
-	n	(%)	n	(%)	n	(%)	
0.5日	1	2.6	2	12.5	2	5.7	
1.0日	7	18.4	0	0.0	7	20.0	
1.5日	1	2.6	2	12.5	0	0.0	
2.0日	8	21.1	2	12.5	5	14.3	
2.5日	1	2.6	2	12.5	2	5.7	
3.0日	5	13.2	1	6.3	3	8.6	
3.5日	2	5.3	0	0.0	0	0.0	
4.0日	3	7.9	1	6.3	2	5.7	
4.5日	0	0.0	0	0.0	2	5.7	
5.0日	0	0.0	1	6.3	0	0.0	
5.5日	0	0.0	1	6.3	1	2.9	
6.0日	3	7.9	0	0.0	1	2.9	
6.5日	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
7.0日	1	2.6	0	0.0	0	0.0	
7.5日	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
8.0日	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
8.5日	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
9.0日	0	0.0	1	6.3	0	0.0	
9.5日	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
10.0日	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
無回答	6	15.8	3	18.8	10	28.6	

これらの結果より、都道府県においては、教育委員会事務局による研修は無回答(未実施が含まれる)及び1日程度が際立って多いのに比べ、教育センター等では2日間程度の研修を行う都道府県が2割に上り、 $6\sim7$ 日の1週間程度行う都道府県も1割を超えるなど研修の幅の広さをうかがうことができる。

政令指定都市は、教育委員会事務局、教育センター等のいずれも幅広く研修を行っているのが分かる。都道府県に比べて研修は日数を長く費やす傾向があり、教育委員会事務局は2日程度の研修が最多であるが、教育センター等の研修日数は都道府県と同様長期になる傾向が示されている。

中核市における研修は、これらと比べると研修にかける日数は多くはない。その中で、 全体としては教育センター等が教育委員会事務局より長い日数の研修を組織する傾向があ るのは他と変わらない。

東京都内区市町村教育委員会では、0.5 日から 2.5 日までの日数にわたる研修を行っている自治体が 23 (69.7%) に上り、上記と比べて小規模であることの特色を生かした研修を進めていることがうかがえる。

3 研修の受講者数

① 教育委員会主催の研修の受講者数

研修の受講者数について、基本統計量を表4-3①、図4-3①-1 から図4-3①-4 に示した。以下、文章中、都道府県、政令指定都市、中核市、東京都区市町村の教育委員会でそれぞれ、もっとも回答数が多かった研修受講者数、2 番目に多かった研修受講者数を挙げる。「都道府県」では、 $1\sim50$ 人、501 人以上が 5 (13.2%) であった。「政令指定都市」では、101 人 ~200 人が 5 (31.3%)、 $1\sim50$ 人、 $51\sim100$ 人、 $201\sim300$ 人が 2 (12.5%) であった。「中核市」では $51\sim100$ 人が 12 (34.3%) で、 $1\sim50$ 人が 4 (11.4%) であった。「東京都区市町村」では $1\sim50$ 人が 18 (54.5%)、 $51\sim100$ 人、 $101\sim200$ 人が 6 (18.2%)、であった。

表4-3①:教育委員会主催の道徳教育関連の研修の受講者数に関する回答数および割合

	都達	直府県	政令	指定都市	4	核市	東京都区市町村	
人数	(<i>n</i>	=38)	(r)	(n = 16)		=35)	(n = 33)	
_	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)
1~50人	5	13.2	2	12.5	4	11.4	18	54.5
51~100人	2	5.3	2	12.5	12	34.3	6	18.2
101~200人	4	10.5	5	31.3	1	2.9	6	18.2
201~300人	4	10.5	2	12.5	0	0.0	1	3.0
301~400人	2	5.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
401~500人	3	7.9	1	6.3	0	0.0	0	0.0
501人~	5	13.2	1	6.3	0	0.0	0	0.0
無回答	13	34.2	3	18.8	18	51.4	2	6.1

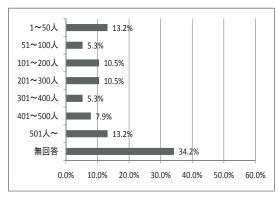


図 4 -3①-1: 都道府県

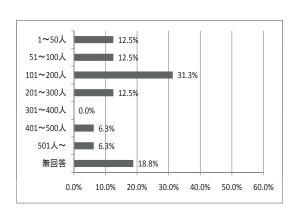


図 4 -3①-2: 政令指定都市

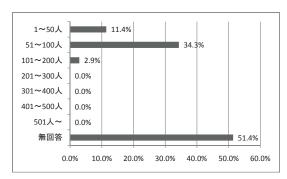


図4-3①-3:中核市

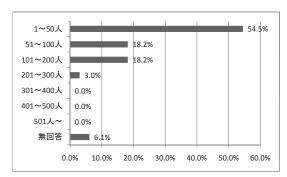


図4-31-4:東京都区市町村

② 教育センター等主催の研修の受講者数3

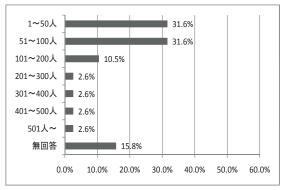
研修の受講者数について、基本統計量を表4-3②、図4-3②-1 から図4-3②-3 に示した。以下文章中、都道府県、政令指定都市、中核市、東京都区市町村の教育委員会でそれぞれ、もっとも回答数が多かった研修受講者数、2 番目に多かった研修受講者数を挙げる。「都道府県」では $1\sim50$ 人、51 人 ~100 人が、12 (31.6%) であった。「政令指定都市」では $101\sim200$ 人が 4 (25.0%)、 $1\sim50$ 人、201 人 ~300 人が 3 (18.8%) であった。「中核市」では $1\sim50$ 人が 13 (37.1%) で、 $51\sim100$ 人が 10 (28.6%) であった。

表4-3②:教育センター主催の道徳教育関連の研修の受講者数に関する回答数および割合

人数		直府県 =38)		指定都市 n=16)	中核市 (n=35)		
	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	
1~50人	12	31.6	3	18.8	13	37.1	
51~100人	12	31.6	2	12.5	10	28.6	
101~200人	4	10.5	4	25.0	1	2.9	
201~300人	1	2.6	3	18.8	0	0.0	
301~400人	1	2.6	1	6.3	0	0.0	
401~500人	1	2.6	0	0.0	0	0.0	
501人~	1	2.6	0	0.0	0	0.0	
無回答	6	15.8	3	18.8	11	31.4	

_

³ 東京都区市町村については教育委員会事務局に教育センター等による研修を含めて一括して回答を求めたため、ここには示されない。



1~50人 51~100人 101~200人 201~300人 301~400人 401~500人 501人~ 無回答 18.8% 0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0%

図4-32-1:都道府県

図4-32-2:政令指定都市

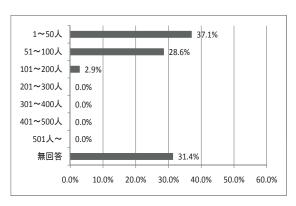


図4-32-3:中核市

なお、本調査については、各教育委員会が置かれる自治体の人口規模により研修受講者 数は大きく左右される。都道府県相互の人口規模の違いや、都道府県と区市町村単位の規 模の違いを考慮すれば、比較的な視点での考察をすることは避ける必要がある。

参考までに、この中の都道府県の研修では、受講者数が 400 人を超えると回答した教育委員会は8、教育センターは2であった。実際に、各学校 1 名または2名以上の出席を求めて大規模な研修を行うような教育委員会等も見られ、必ずしも人口規模が大きい都道府県のみが多人数の研修規模となっているばかりとも言えない。道徳教育を都道府県レベルで充実させようとする意気込みが感じられる事例である。

5 初任者研修における道徳教育の内容の位置付け

- 5 改めて初任者研修に関してお聞きします。該当する番号に○をお付けください。 ○初任者研修に道徳教育の内容が...
 - 1 含まれている

2 含まれていない

5について、基本統計量を表5、図5-1から図5-4に示した。初任者研修に道徳教育が「含まれている」と回答したのは、都道府県が38(100.0%)、政令指定都市が16(100.0%)、中核市が34(97.1%)、東京都区市町村が30(90.9%)であった。「含まれていない」と回答したのは東京と区市町村の3(9.1%)であった。

表 5: 初任者研修における道徳教育の内容の位置づけに関する回答数と割合

	都	道府県	政令指定都市		中核市		東京都区市町村	
	(n=38)		(n=16)		(n=35)		(n=33)	
	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)
含まれている	38	100.0	16	100.0	34	97.1	30	90.9
含まれていない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	9.1
無効·無回答	0	0.0	0	0.0	1	2.9	0	0.0

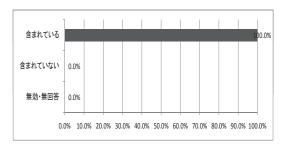


図5-1:都道府県

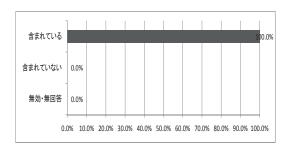


図5-2:政令指定都市

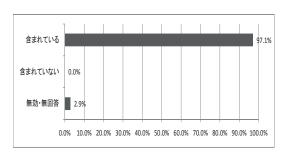


図 5 -3:中核市

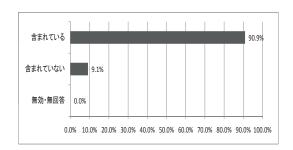


図 5 -4:東京都区市町村

この結果により、都道府県、政令指定都市、中核市のすべてまたはほとんどの教育委員会において初任者研修に道徳教育の内容が含まれることが示された。これは、文部科学省が示す法定研修としての初任者研修の目標・内容例にも道徳教育が明示されており、各教育委員会の初任者研修のシラバスにおいても同様に道徳教育に関する研修を織り込んでいるからであると考えられる。なお、東京都区市町村も上記の事例と傾向は同様であるが、教育委員会が連携して行う研修や、東京都教委委員会が主催する研修などでその趣旨の実現を図っている事例が若干見られる。

6 道徳教育に関する初任者研修の形態

- |6| 「含まれている」とした場合、下記にお答えください。
- ア 初任者研修として独立した形で...
 - 1 行っている
- 2 行っていない
- イ 研修に授業参観や研究授業が…

 - 1 含まれている
 2 含まれていない
- ゥ 道徳に関する年間の研修回数(日数)は次のどれですか。(一覧表と重複可)

- 1 0.5 日 2 1.0 日 3 1.5 日 4 2.0 日以上

ア 道徳教育の内容に関する研修の独立性の有無

6-アについて基本統計量を表6-ア、図6-ア-1から図6-ア-4に示した。初任者 対象として独立した形で「行っている」と回答したのは、都道府県が36(94.7%)、政令指 定都市が16(100.0%)、中核市が31(88.6%)、東京都区市町村が29(87.9%)であった。 「行っていない」と回答したのは、都道府県の 2 (5.3%)、中核市の 3 (8.6%)、東京と市 区町村の1(3.0%)であった。

表 6 - ア: 道徳教育の内容に関する研修の独立性の有無に関する回答数と割合

	都;	道府県	政令	指定都市	Г	中核市	東京都区市町村	
	(n=38)		(n=16)		(n=35)		(n=33)	
	п	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)
行っている	36	94.7	16	100.0	31	88.6	29	87.9
行っていない	2	5.3	0	0.0	3	8.6	1	3.0
無効・無回答	0	0.0	0	0.0	1	2.9	3	9.1

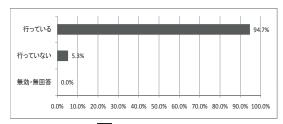


図6-アー1:都道府県

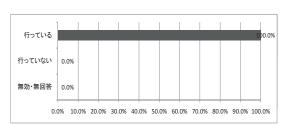
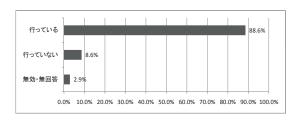


図 6 - アー2: 政令指定都市



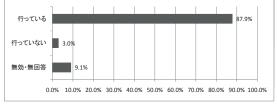


図 6 -ア-3: 中核市

図6-アー4:東京都区市町村

この結果より都道府県、政令指定都市、中核市ともに、独立した道徳教育研修を設定している教育委員会が大多数であることがわかる。

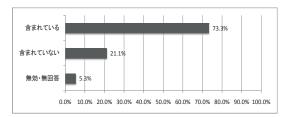
イ 研修に授業参観や研究授業を含むか否かの状況

6 ーイについて、基本統計量を表6 ーイ、図6 ーイー1 から図6 ーイー4 に示した。研修に道徳の授業参観や研究授業が「含まれている」と回答したのは、都道府県が 28 (73.7%)、政令指定都市が 10 (62.5%)、中核市が 27 (77.1%)、東京都区市町村が 24 (72.7%) であった。「含まれていない」と回答したのは都道府県の 8(21.1%)、政令指定都市の 4(25.0%)、中核市の 6 (17.1%)、東京都区市町村の 5 (15.2%) であった。

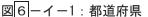
表 6 一イ:研修に授業参観や研究授業を含むか否かの状況に関する回答数と割合

	都道府県		政令	指定都市		中核市	東京都区市町村		
	(n	(n = 38)		(n=16)		(n=35)	(n=33)		
	п	割合(%)	п	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	
含まれている	28	73.7	10	62.5	27	77.1	24	72.7	
含まれていない	8	21.1	4	25.0	6	17.1	5	15.2	
無効·無回答	2	5.3	2	12.5	2	5.7	4	12.1	

含まれていない



0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0% 90.0% 100.0%



含まれている 含まれていない 無効・無回答 0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0% 90.0% 100.0%

図: 6 ーイー2: 政令指定都市

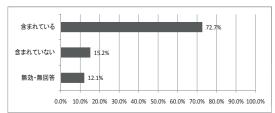


図6 - イ-3: 中核市

図6-イー2:東京都区市町村

この結果より多くの教育委員会で、道徳の授業を参観したり研究授業を行ったりするなど、授業の実際に基づく研修を取り入れていることがわかる。この中で、政令指定都市は 6 割強の教育委員会が含まれると回答するが、他は7割を超えていることが示され、なかでも中核市は授業研修の機会を充実させようとする傾向が強いことがとらえられる。

ウ 道徳に関する年間の研修回数(日数)

6 ー ウについて、基本統計量を表6 ー ウ、図6 ー ウ -1 から図6 ー ウ -4 に示した。道徳に関する年間の研修回数は都道府県では 2.0 日以上が最も多く(14 (36.8%))、政令指定都市では 1.0 日が最も多く(6 (37.5%))、中核市では 1.0 日が最も多く(13 (37.1%))、東京都区市町村では 0.5 日が最も多かった(14 (42.4%))。

東京都区市町村は、初任者研修の実施主体として多様な研修を半日(0.5 日)程度ずつ数 多く組んでいるという実情があり、道徳に関する研修も、研修日数は小規模になっている と考えられる。

表 6 一ウ: 道徳に関する年間の研修回数(日数)に関する回答数と割合

 日数	都道府県 (<i>n</i> = 38)		政令 (,	政令指定都市 (n=16)		Þ核市 η=35)	東京都区市町村 (n=33)	
n 割合(%)		割合(%)	n 割合(%)		п	割合(%)	п	割合(%)
0.5日	8	21.1	5	31.3	7	20.0	14	42.4
1.0日	11	28.9	6	37.5	13	37.1	7	21.2
1.5日	1	2.6	1	6.3	4	11.4	4	12.1
2.0日以上	14	36.8	4	25.0	10	28.6	4	12.1
無効·無回答	4	10.5	0	0.0	1	2.9	4	12.1

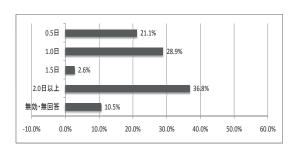


図6ーウー1:都道府県

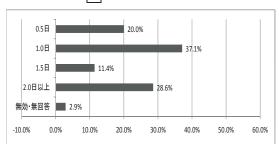


図6-ウ-3:中核市

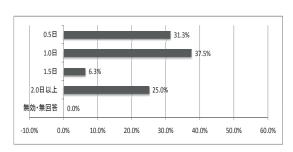


図6ーウー2:政令指定都市

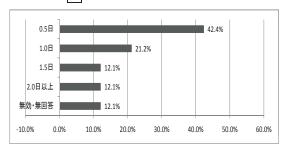


図6ーウー4:東京都区市町村

C 道徳教育充実のために実施している施策について

7 教育委員会独自の研究指導事業実施の有無

| 7 本年度、道徳教育に関する教育委員会独自の研究指定事業を行っていますか。

7について、基本統計量を表7、図7-1から図7-4に示した。

道徳に関する教育委員会独自の研究指定事業に関して、「行っている」と回答したのは都道府県の9 (23.7%)、政令指定都市の7 (43.8%)、中核市の9 (25.7%)、東京都区市町村の5 (15.2%) であった。「行っていない」と回答したのは、都道府県の27 (71.1%)、政令指定都市の6 (37.5%)、中核市の18 (51.4%)、東京都区市町村の18 (54.5%) であった。

道徳に関する教育委員会独自の研究指定事業に関して、都道府県では「行っていない」が最も多く(27 (71.1%))、政令指定都市では「行っている」が最も多く(7 (43.8%))、中核市では「行っていない」が最も多く(18 (51.4%))、東京都区市町村では「行っていない」が最も多かった(18 (54.5%))。

表7:教育委員会独自の研究指定事業に関する回答数と割合

	都道府県 (<i>n</i> =38)		政令指定都市 (n=16)			□核市 ·=35)	東京都区市町村 (n=33)	
	п	割合(%)	п	割合(%)	n	割合(%)	п	割合(%)
行っている	9	23.7	7	43.8	9	25.7	5	15.2
行っていない	27	71.1	6	37.5	18	51.4	18	54.5
指定校事業全体の中で道徳教育も含 め課題を自由に選べるようにしている	2	5.3	2	12.5	8	22.9	10	30.3
無効·無回答	0	0.0	1	6.3	0	0.0	0	0.0

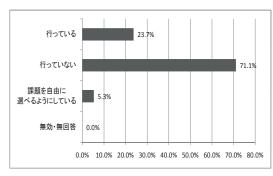


図 7 -1:都道府県

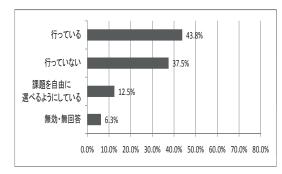
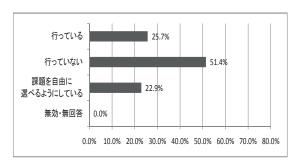


図7-2:政令指定都市



行っている 行っていない 課題を自由に 選べるようにしている 無効・無回答 0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0%

図7-3:中核市

図7-4:東京都区市町村

この結果より、道徳教育に限っての指定事業は行っていないとする教育委員会が多く見られるが、都道府県については、文部科学省の施策を受けて指定事業を進めている状況が反映していると考えられる。その中で、政令指定都市は他よりも独自の道徳教育指定事業を行っている割合が多いことが特記される。また、課題を自由に選択することができる指定事業を施策として実施している教育委員会の割合は、都道府県2(5.3%)、政令指定都市2(12.5%)、中核市8(22.5%)、東京都区市町村10(30.3%)と、自治体の規模が小さくなるにつれて増加している。規模が小さいことの特質と各学校の教育活動の特色を生かした柔軟な対応を図っていることがうかがえる。

8 道徳の授業公開の実施要請

8 本年度、各学校において家庭または地域への道徳の授業公開を行うことを求めていますか。

8について、基本統計量を表8、図8-1から図8-4に示した。

家庭または地域への道徳の授業公開の有無に関して、「行うよう求めている」と回答したのは、都道府県が 21 (55.3%)、政令指定都市が 3 (18.8%)、中核市が 15 (42.9%)、東京都区市町村が 33 (100.0%) であった。「できるだけ行うよう求めている」と回答したのは都道府県が 12 (31.6%)、政令指定都市が 11 (68.6%)、中核市が 11 (31.4%) であった。「特に求めていない」と回答したのは都道府県が 5 (13.2%)、政令指定都市が 2 (12.5%)、中核市が 7 (20.0%) であった。

家庭または地域への道徳の授業公開の有無に関して、都道府県では「行うよう求めている」が最も多く(21 (55.3%))、政令指定都市では「できるだけ行うよう求めている」が最も多く(11 (68.8%))、中核市では「行うよう求めている」が最も多く(15 (42.9%))、東京都区市町村では「行うよう求めている」が最も多かった(33 (100.0%))。

表8: 道徳の授業公開の実施要請に関する回答数と割合

		道府県 =38)	政令	指定都市 7=16)	Г	□核市 n=35)	東京都区市町村 (n=33)	
_	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)
行うよう求めている	21	55.3	3	18.8	15	42.9	33	100.0
できるだけ行うよう求めている	12	31.6	11	68.8	11	31.4	0	0.0
特に求めていない	5	13.2	2	12.5	7	20.0	0	0.0
無効·無回答	0	0.0	0	0.0	2	5.7	0	0.0

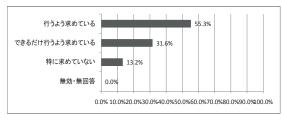


図8-1:都道府県

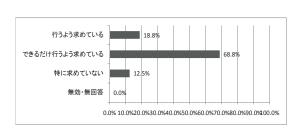


図8-2:政令指定都市

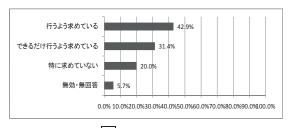


図8-3:中核市

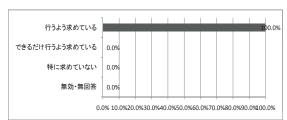


図8-4:東京都区市町村

都道府県教育委員会は、「行うよう求めている」とする割合が半数を超えるのに比して、政令指定都市は「できるだけ行うよう求めている」と努力義務としているのが 7 割近くに上り、その顕著な違いがとらえられる。また、中核市は「特に求めていない」が 2 割であり、他と比べて割合が高い。東京都区市町村においては、「道徳授業地区公開講座」が東京都教育委員会管下自治体全体の施策として位置付けられていることから 100%の割合となって示されている。

9 道徳の授業公開の学級数の割合

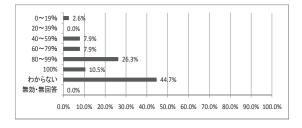
9 本年度、道徳の時間をおく全学級数の約何%の学級が、年間の中で道徳の時間を保護者等に公開しているか(年度末までの見込みも含む)、小・中学校ごとに概算でお答えください。

9について、小学校に関する基本統計量を表 9、図 9-1 から図 9-4 に示した。年間の中で道徳の時間を保護者等に公開しているか(年度末までの見込みも含む)に関して、都道府県では「わからない」が最も多く(17(44.7%))、政令指定都市では「わからない」が最も多く(7(43.8%))、中核市では「わからない」が最も多く(18(51.4%))、東京都区市町村では「100%」が最も多かった(32(97.0%))。

<小学校>

表 9 (小学校): 道徳の授業公開の学級数についての回答数とその割合

人数	都道府県 (n=38)		,	指定都市 n=17)		中核市 n=34)	東京都区市町村 (n=33)	
	п	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	п	割合(%)
0~19%	1	2.6	0	6.3	0	0.0	0	0.0
20~39%	0	0.0	2	12.5	2	5.7	0	0.0
40~59%	3	7.9	2	12.5	1	2.9	0	0.0
60~79%	3	7.9	0	0.0	4	11.4	0	0.0
80~99%	10	26.3	3	18.8	7	20.0	1	3.0
100%	4	10.5	1	6.3	1	2.9	32	97.0
わからない	17	44.7	7	43.8	18	51.4	0	0.0
無効・無回答	0	0.0	1	6.3	2	5.7	0	0.0



0~19% 20~39% 40~59% 60~79% 80~99% 100% 100% 18.8% 13.8% 43.8% 43.8% 43.8% 0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0% 90.0% 100.0%

図9-1:〈小学校〉都道府県

0~19% 20~39% 40~59% 60~79% 80~99% 100% 力からない 無効・無回答 0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0% 90.0% 100.0%

図 9 -2: 〈小学校〉政令指定都市

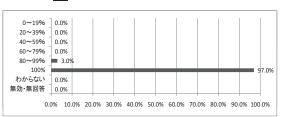


図9-3:〈小学校〉中核市

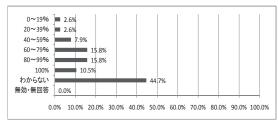
図9-4:〈小学校〉東京都区市町村

9について、中学校に関する基本統計量を表 9、図 9-1 から図 9-4 に示した。年間の中で道徳の時間を保護者等に公開しているか(年度末までの見込みも含む)に関して、都道府県では「わからない」が最も多く(17(44.7%))、政令指定都市では「わからない」が最も多く(7(43.8%))、中核市では「わからない」が最も多く(18(51.4%))、東京都区市町村では「100%」が最も多かった(30(90.9%))。

<中学校>

表 9 〈中学校〉: 道徳の授業公開の学校数と割合

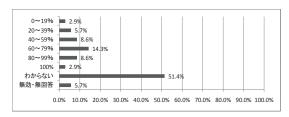
	都	道府県	政令	指定都市	þ	Þ核市	東京都	B区市町村
人数	(r)	=38)	()	n = 17)	(r)	$_{1}$ = 34)	(n=33)	
	п	割合(%)	n	割合(%)	п	割合(%)	n	割合(%)
0~19%	1	2.6	3	18.8	1	2.9	0	0.0
20~39%	1	2.6	1	6.3	2	5.7	0	0.0
40~59%	3	7.9	2	12.5	3	8.6	0	0.0
60~79%	6	15.8	0	0.0	5	14.3	0	0.0
80~99%	6	15.8	1	6.3	3	8.6	1	3.0
100%	4	10.5	1	6.3	1	2.9	30	90.9
わからない	17	44.7	7	43.8	18	51.4	0	0.0
無効・無回答	0	0.0	1	6.3	2	5.7	2	6.1



0~19% 20~39% 40~59% 60~79% 80~99% 100% 100% 100% 43.8% 43.8% 43.8% 43.8% 43.8% 60.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0% 90.0% 100.0%

図9-1:〈中学校〉都道府県

図9-2:〈中学校〉政令指定都市



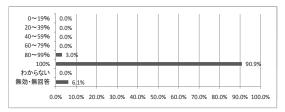


図9-3:〈中学校〉中核市

図 9 -4:〈中学校〉東京都区市町村

これらの結果より、学校数の公開の割合は、東京都区市町村を除き、「わからない」とする回答が小学校、中学校のいずれの教育委員会においても半数近くあることが分かり、実態の把握の難しさが推察される。

その中で、100%公開しているとする教育委員会は、小学校、中学校ともに、都道府県で10.5%、政令指定都市で6.3%、中核市で2.9%となっている。公開している学校数が80%以上のレベルであり、おおよその学校が公開していると考えられる教育委員会は、小学校のそれぞれにおいて、36.8%、25.1%、22.9%となっている。また、中学校のそれぞれにおいては、26.3%、12.6%、11.5%となっている。中学校は小学校に比して公開しているとする学校は相対的に少なく、政令指定都市と中核市ではその割合が約2分の1であるが、いずれにおいても、道徳の授業公開への努力が広くうかがえる結果となっている。

10 平成 21 年度における教師用道徳資料の作成

10 本年度、教育委員会として、道徳教育にかんする教師用資料を作成していますか。

10について、基本統計量を表 10、図 10-1 から図 10-4 に示した。道徳教育に関する教師用資料を「作成している」と回答したのは、都道府県が 16 (42.1%)、政令指定都市が 9 (56.3%)、中核市が 5 (14.3%)、東京都区市町村が 11 (33.3%) であった。「作成していない」と回答したのは都道府県が 22 (57.9%)、政令指定都市が 6 (37.5%)、中核市が 30 (87.7%)、東京都市区町村が 22 (66.7%) であった。

都道府県 中核市 東京都区市町村 政令指定都市 (n=38)(n=16)(n=35)(n=33)割合(%) 割合(%) 割合(%) 割合(%) 作成している 16 42.1 56.3 14.3 11 33.3 作成していない 37.5 57.9 6 30 85.7 22 66.7 無効・無回答 0.0 6.3 0.0 0.0

表 10: 教師用道徳資料作成の回答者数と割合

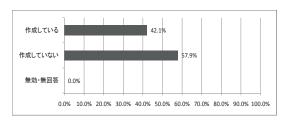


図 10-1: 都道府県

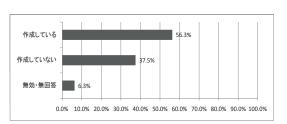


図 10-2: 政令指定都市

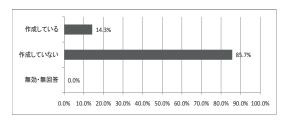


図 10-3:中核市

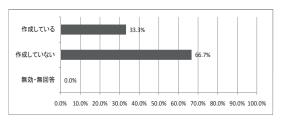


図 10-4:東京都区市町村

なお、作成した資料の名称または趣旨について記入したものを整理するならば、巻末の「参考資料」の中の資料3に示すものが挙げられる。これらを見ると、道徳教育の指導の手引き、教育実践や道徳資料を集約して各学校の指導の参考に資する事例集、教育課程編

成のための資料、啓発のための資料など多岐にわたっていることがわかる。CD版などのICTによる活用に対応した資料なども見られる。

11 過去3年間における教師用道徳資料の作成

11 過去3年間(平成18~20年度)の中で、道徳教育に関する教師用資料を作成しましたか。

11 について、基本統計量を表 11、図 11 -1 から図 11 -4 に示した。過去 3 年間に道徳教育に関する教師用資料を「作成している」のは、都道府県が 20 (52.6%)、政令指定都市が 6 (37.5%)、中核市が 9 (25.7%)、東京都区市町村が 10 (30.3%) であった。「作成していない」と回答したのは都道府県の 17 (44.7%)、政令指定都市の 10 (62.5%)、中核市の 26 (74.3%)、東京都区市町村の 22 (66.7%) であった。

表 11 : 過去 3 年間における教師用資料作成の回答数と割合

	都道府県 (n=38)		政令指定都市 (n=16)		† (<i>n</i>	i核市 =35)	東京都区市町村 (n=33)	
	п	割合(%)	п	割合(%)	п	割合(%)	п	割合(%)
作成している	20	52.6	6	37.5	9	25.7	10	30.3
作成していない	17	44.7	10	62.5	26	74.3	22	66.7
わからない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.0
無効・無回答	1	2.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0

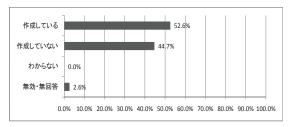


図 11-1: 都道府県

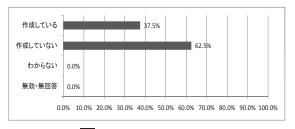


図 11-2: 政令指定都市

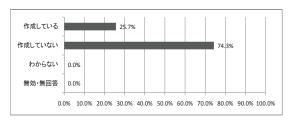


図 11-3:中核市

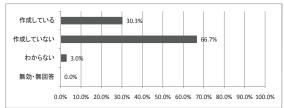


図 11 -4:東京都区市町村

作成した資料の名称や趣旨について記入されたものを整理すると、巻末の「参考資料」の中の資料4に列記したものが挙げられる。これらを見ると、平成21年度以前から継続的に作成されている資料をはじめとして、21年度同様に多岐にわたる資料が見られ、なかでも、指導事例集や資料集は広く作成されてきたことがわかる。

なお、過去3年間の記述の集約であるが、平成21年度 (n=42 と同程度 (n=45) の記入数にとどまっている。教育委員会は道徳教育担当指導主事が若干年でその担当者が交代することが多く、以前の情報を十分に持ち合わせていないこともあり、各教育委員会で確認できなかったものも多いのではないかと考えられる。

|12| 平成 21 年度における児童生徒用道徳教材(道徳資料)集の作成

12 本年度、教育委員会として、児童生徒用道徳教材(道徳資料)集を作成していますか。

12について、基本統計量を表 12、図 12-1 から図 12-4 に示した。教育委員会として、児童生徒用道徳教材(道徳資料)集を「作成している」のは、都道府県が 3(7.9%)、政令指定都市が 4(25.0%)、中核市が 3(8.6%)、東京都区市町村が 3(9.1%)であった。「作成していない」と回答したのは、都道府県の 34(89.5%)、政令指定都市の 11(68.6%)、中核市の 32(91.4%)、東京都市区町村の 30(90.9%)であった。

表 12: 児童生徒用道徳教材(道徳資料)集の作成の回答数と割合

	都	道府県	政令	治指定都市		中核市	東京都区市町村		
	(1	$_{1}$ = 38)	(n=16)			(n=35)	(n=33)		
_	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	
作成している	3	7.9	4	25.0	3	8.6	3	9.1	
作成していない	34	89.5	11	68.8	32	91.4	30	90.9	
無効・無回答	1	2.6	1	6.3	0	0.0	0	0.0	

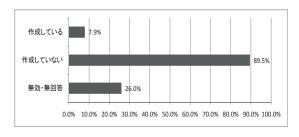
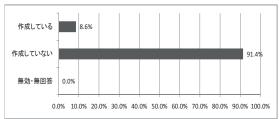
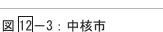


図 12-1: 都道府県

作成していない 無効・無回答 63% 0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0% 90.0% 100.0%

図 12-2:政令指定都市





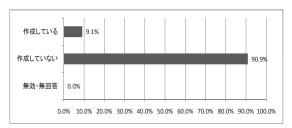


図 12-4:東京都区市町村

児童生徒用教材作成については、平成21年度には、文部科学省が道徳教育推進事業の重要な施策の一環として「道徳教育用教材活用支援事業」を推進し、各自治体の道徳用教材の購入のみならず教材の作成への財政的な補助や支援を行うこととしてきたが、必ずしも広く作成している状況にあるとはいえない。自治体における予算措置、作成のためのノウハウ、作成にかかる物理的な時間やマンパワーの問題もあり、児童生徒に直接配布するための教材作成は、困難性が高いのは十分に想像される。その中で、政令指定都市における「作成している」とする割合が相対的に高いのが注目される。

なお、記載された具体的な道徳教材(道徳資料)集の名称や趣旨については、巻末における資料5に示した。

| 13 | 過去3年間における児童生徒用道徳教材(道徳資料)集の作成

13 過去3年間(平成18~20年度)の中で、児童生徒用道徳教材(道徳資料)集を 作成しましたか。

表 13: 児童生徒用教材等の作成の回答数と割合

	都道府県 (n=38)		政令	指定都市	4	核市	東京都区市町村		
			(n = 16)		(n	=35)	(n = 33)		
	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	
作成している	8	21.1	3	18.8	3	8.6	3	9.1	
作成していない	30	78.9	12	75.0	32	91.4	28	84.8	
わからない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.0	
無効・無回答	0	0.0	1	6.3	0	0.0	1	3.0	

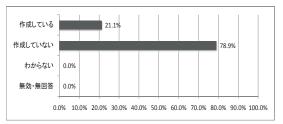


図 13-1: 都道府県

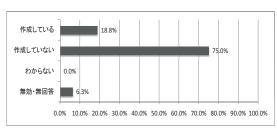


図 13-2: 政令指定都市

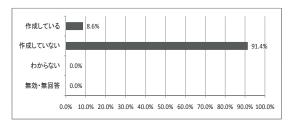


図 13-3:中核市

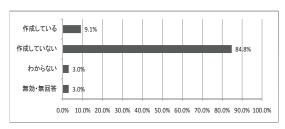


図 13-4:東京都区市町村

この結果より、都道府県においては、平成21年度は7.9%にとどまった「作成している」とする割合が、過去3年間に遡れば21.1%にのぼり、長期的には、各都道府県が児童生徒用資料の作成や配布に広く尽力してきている傾向を見て取ることができる。

なお、記載された具体的な道徳教材(道徳資料)集の名称や趣旨については、参考資料 6に示した。

14 道徳教育充実のために行っている施策

14 本年度、上記のほかに道徳教育充実のために施策を行っている場合、その名称または概要等をお教えください。

14 については自由記述での回答を求めた。記載されたその施策の名称及び概要については、巻末の「参考資料」の中の資料7に整理して示した。

ここから読み取ることができるように、その施策には、例えば、推進協議会や推進会議等の道徳教育推進の要となる組織の設置、実践研究の推進や指定の事業、具体的なパンフレット・ポスター等啓発資料の作成・配布、自治体単位で行う心の教育や挨拶運動等の推進、フォーラム等のイベントの開催、研究会指導や委員会スタッフによる指導訪問などの重点的な実施など、多彩な角度からの取組が見られる。これらの中には、都道府県単位としては文部科学省よりの委嘱等に呼応した事業等もあるが、全体として、各教育委員会がそれぞれの地域の重点的な課題などに即した施策を進めていることが十分に推察される。

D 教育委員会と大学との連携

|15|| 教育委員会と大学との連携の状況

15 各学校における道徳教育の充実や、大学の教職課程における道徳教育関連科目の授業の充実等のために、教育委員会として近隣の大学と連携していることがあれば○印をおつけください。特になければ、○印は不要です。

[15]について、基本統計量を表 [15]、図 [15] - 1 から図 [15] - 4 に示した。各学校における道徳教育の充実や、大学の教職課程における道徳教育関連科目の授業の充実等のために、教育委員会として近隣の大学と連携していることに関して、いずれも無効・無回答を除いて、「大学教員の現職教員研究への講師としての参加」が最も多かった。都道府県が 11 (28.9%)、政令指定都市が 4 (25.0%)、中核市が 6 (17.1%)、東京都区市町村が 3 (9.1%) であった。政令指定都市においては「授業研究や教材作成、指導資料作成等を大学教員の力を得て行う」も同数であった 4 (25.0%)。

表 15: 教育委員会と大学との連携についての回答数と割合

	都道府県 (n=38)			政令指定都市 (n=16)		□核市 ·=35)		『区市町村 □=33)
	п	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	п	割合(%)
道徳教育研修の共同開催	1	2.6	1	6.3	0	0.0	0	0.0
大学で行う道徳の公開講座等への 参加の推奨	1	2.6	0	0.0	0	0.0	1	3.0
大学生の小・中学校での授業参観	0	0.0	3	18.8	1	2.9	1	3.0
現職教員や指導主事等の 大学の授業への指導者として参加	2	5.3	2	12.5	0	0.0	1	3.0
大学教員の現職教員研修への 講師として参加	11	28.9	4	25.0	6	17.1	3	9.1
授業研究や教材作成、指導資料作成等を 大学教員の力を得て行う	7	18.4	4	25.0	2	5.7	0	0.0
そのほか	8	21.1	1	6.3	2	5.7	0	0.0
無効·無回答	16	42.1	8	50.0	27	77.1	28	84.8
	4	6 121	:	23 143.9	3	108.5	3	34 102.9

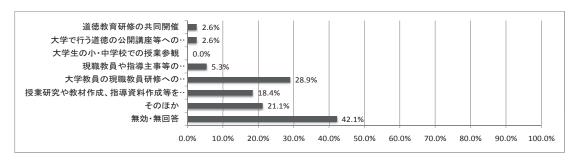


図 15-1: 都道府県

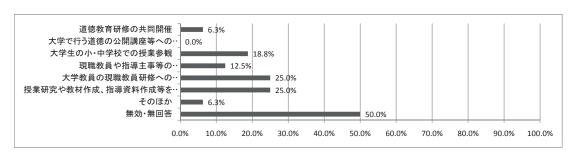


図 15-2: 政令指定都市

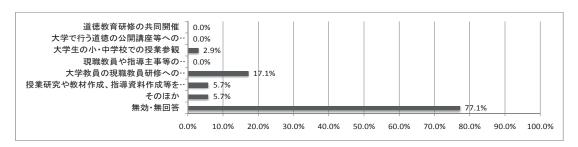


図 15-3:中核市

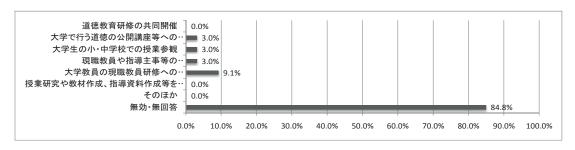


図 15-4:東京都区市町村

- □□道徳教育豊かな体験活動推進協議会の委員に大学職員を位置付けている。
- ・県の道徳教育推進委員に大学教員の参加を依頼
- ・道徳教育充実のために行っている協議会に委員として大学教授が参加している。
- ・国の事業である「道徳教育実践研究事業」における県の推進会議の助言者を要請している。
- 大学へ長期研修生を派遣
- 道徳教育推進協議会委員の委嘱
- ・心の教育推進会議に大学教員が委員として参加
- ・ 道徳教育連携推進協議会委員に任命
- ・県教育委員会主催の道徳教育推進協議会に委員として大学教員に出席いただいている。
- ・教師塾等教育養成課程の中で協力している。
- ・大学との研究連携組織を教育委員会とでつくっている。
- ・道徳に特化していないが参観等の交流を行う。
- ・以前、教員養成大学が、文部科学省から「道徳教育の充実のための教員養成学部等との連携 研究事業」の委託を受け、本教育委員会も連携した経過がある。

この結果より、道徳教育の充実や大学の道徳教育関連科目の授業の充実に関しての教育委員会と大学との連携については、大学教員が教員研修の講師となったり、授業研究や指導資料に参画したりするなど個人としてかかわる事例がある程度見られるものの、連携事業や共同開催など組織としてかかわり合う事例は必ずしも多くは見られない。また、「無効・無回答」である割合が自治体の規模が小さくなるほど増加する傾向も見られ、日常的に連携することの難しさが表れている。

参考 道徳教育充実のための課題

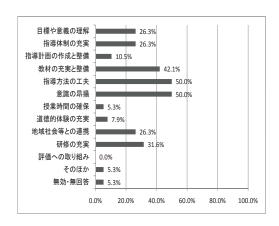
16 道徳教育充実のための課題の受け止め

16 各学校において道徳教育やその要としての道徳の時間を一層充実させるための課題 として、次のどれが強く感じられますか。重要な課題だと思われるものから3つ、○を おつけください。

[16]について、基本統計量を表 [16]、図 [16] ー1 から図 [16] ー4 に示した。各学校における道徳教育やその要としての道徳の時間を一層充実させるための課題に関して、都道府県は「道徳教育や道徳の時間の指導方法の工夫」、「教師の道徳教育や道徳の時間に対する意識の昂揚」が最も多く(19 (50.0%)、政令指定都市は「教師の道徳教育や道徳の時間に対する意識の昂揚」が最も多く(10 (62.5%)、中核市は「道徳教育や道徳の時間の指導方法の工夫」が最も多く(21 (60.0%)、東京都区市町村は「道徳教育や道徳の時間の指導方法の工夫」が最も多かった(23 (69.7%)。

表 16: 道徳教育充実のための課題に対する回答数と割合

	都	道府県	政令	·指定都市		中核市	東京都	8区市町村
	(r	=38)	()	n = 16)	()	n = 35)	(r	=33)
	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)
道徳教育や道徳の時間の目標や意義の理解	10	26.3	3	18.8	5	14.3	7	21.2
道徳教育や道徳の時間の指導体制の充実	10	26.3	3	18.8	8	22.9	4	12.1
道徳教育や道徳の時間の指導計画の作成と整備	4	10.5	2	12.5	4	11.4	6	18.2
魅力ある道徳教材(資料)の充実と整備	16	42.1	4	25.0	11	31.4	10	30.3
道徳教育や道徳の時間の指導方法の工夫	19	50.0	5	31.3	21	60.0	23	69.7
教師の道徳教育や道徳の時間に対する意識の昂揚	19	50.0	10	62.5	20	57.1	19	57.6
道徳の時間の授業時間の確保	2	5.3	4	25.0	3	8.6	3	9.1
学校における道徳的体験の充実	3	7.9	0	0.0	4	11.4	2	6.1
家庭や地域社会等との連携	10	26.3	1	6.3	1	31.4	12	36.4
道徳教育や道徳の時間についての研修の充実	12	31.6	9	56.3	16	45.7	13	39.4
道徳教育における評価への取り組み	0	0.0	1	6.3	0	0.0	1	3.0
そのほか	2	5.3	0	0.0	1	2.9	0	0.0
無効·無回答	2	5.3	2	12.5	0	0.0	1	3.0



目標や意義の理解 18.8% 指導体制の充実 18.8% 指導計画の作成と整備 12 5% 教材の充実と整備 指導方法の工夫 31.3% 意識の昂揚 62.5% 授業時間の確保 道徳的体験の充実 0.0% 地域社会等との連携 = 6.3% 研修の充実 56.3% 評価への取り組み 6.3% そのほか 0.0% 無効・無回答 12.5% 20.0% 40.0% 80.0% 100.0%

図 16-1: 都道府県

図 16-2: 政令指定都市

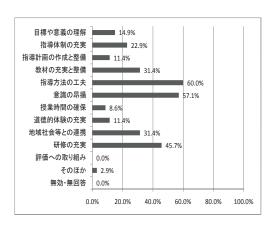


図 16-3: 中核市

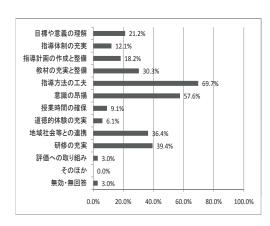


図 16-4:東京都区市町村

この回答は、回答の難しさ等を考慮し、各教育委員会の課題ではなく、記入者本人の考えで回答してかまわないとしているので、教育委員会としての課題が回答数や割合に表れているとは言えない。しかし、これらから全体的傾向として、都道府県、政令指定都市、中核市、東京都区市町村に共通して比較的強く意識されている課題は、「5 道徳教育や道徳の時間の指導方法の工夫」「6 教師の道徳教育や道徳の時間に対する意識の昂揚」「10 道徳教育や道徳の時間についての研修の充実」であるといえる。なかでも、中核市、東京都区市町のように自治体の規模が小さくなるとともに、「5 道徳教育や道徳の時間の指導方法の工夫」を重要な課題としてとらえる傾向が、それぞれ 60.0%、69.7%と強くなっていることによりとらえられる。また、政令指定都市や中核市は、「10 道徳教育や道徳の時間についての研修の充実」が他より強く意識される傾向があるのは、研修機能の移管後、その充実が継続して求められているからであると考えられる。

Ⅲ 調査を終えて

本調査は、各教育委員会における道徳教育の施策及びその教員研修の実施状況の実態を通して、現在の道徳教育の課題等を探ることを目的として行われた。その結果の概要はIIに述べてきたとおりである。ここで、本調査に顕著に見られたことと、それが大学の教員養成段階における道徳教育関連事業や教職科目「道徳の指導法」に示唆する点などについてまとめておくこととする。

A 道徳教育の施策上の目標や方針

道徳教育の施策上の目標や方針については、調査票の設問Aの[]~[2]で回答が得られた。 それによれば、ほとんどの教育委員会が、豊かな心の育成、規範意識の育成、人権尊重の 精神の涵養など、子どもの道徳性育成に関する目標や方針を独立した柱立てとして位置付 けていることがとらえられた。その中には、特色ある目標や方針を独自に掲げる傾向も広 く見られ、具体的な行動目標にもつながる方針を示す教育委員会もある。これらの目標や 方針を学校現場が今求めている課題であると受け止め、教職科目「道徳の指導法」の内容 や指導の在り方の検討に生かしていくことの必要性を改めて感じさせる。

B 教育委員会等における教員研修

教育委員会や教育センター等において実施される道徳教育に関する研修については、調査票の設問Bの3~6で回答が得られた。

ここでは、その研修の種類、名称、回数、受講者数及び初任者研修の状況について、それぞれに整理したが、都道府県から東京都区市町村まで自治体の規模等によってそれぞれの教育行政の課題が異なり、それぞれの特色ある対応がとらえられる。また、教育委員会事務局と教育センター等ではその機能的役割が異なり、教育委員会においては主として趣旨の徹底、施策の共通理解などの働き掛けを中心とした研修に、また、教育センター等では主として授業実践力形成や教師のキャリア形成や学校の指導現場のニーズに合わせた指導力向上を主眼とした研修に、それぞれ比重を置いて進めていることが分かる。

大学の教員養成と連続性の強い初任者研修については十分には把握できなかったが、その内容に授業参観や研究授業を組み込む傾向は多くの教育委員会に共通に見られる。教員養成における「道徳の指導法」は教員研修とは位置付け等が異なるが、これらと前後に位置する関連性から、今まで以上にその関係を考慮していくことが求められる。

C 道徳教育充実のための施策

道徳教育充実のための施策については、調査票の設問Cの7~14で回答が得られた。

この中で、教育委員会独自の指定事業を行っている割合の高さは政令指定都市に顕著であった。また、教師用資料や児童生徒用教材については「作成している」とする割合が必ずしも高くはなく、今後の課題でもあることが推察される。その中で、政令指定都市は指導資料の作成への積極的な対応が比較的強く見られている。なお、各教育委員会より送付された指導資料やパンフレット等を見ると、独創的な発想に立つ取組が随所に見られる。それらから示唆されることについも改めて整理する必要があると考えている。

さらに、道徳の授業公開を行うように求めているとする教育委員会が都道府県では半数を超えていることが特筆される。これは学習指導要領に「道徳の時間の授業の公開」が明記されたことから、各教育委員会で積極的に手を打っていることの表れと見ることができる。東京都区市町村については、「道徳授業地区公開講座」が全都的な教育の施策として既に10年以上も推進されており、その状況が反映された数値となっている。

D 教育委員会と大学との連携

教育委員会と大学との連携の状況については、調査票の設問DのIIIで回答が得られた。この結果より、教育委員会と大学との連携については、現在、様々な趣旨のもとで進められているが、道徳教育にかかわる連携については必ずしも広汎な実施が見られているとは言えず、その連携についても、大学教員が教育委員会主催の研修や研究会の講師に出向いたり、そこでの事業に協力者や助言者としてかかわったりするなど、個人レベルでのかかわりがその多くであるととらえられた。各組織相互の役割を主体的に生かした連携については、最初にも述べたように、文部科学省により「道徳教育の充実のための教員養成学部等との連携研究事業」(平成16~17年度)が行われたが、その後、継続的に進められている状況も必ずしも広いとは言えない。本学が推進する本プログラムでは、近隣3市の小・中学校に「心を育てる体験学習連携研究協力校」を委嘱し、連携研究を推進しているが、このような方法が1つのモデル的な在り方となることも期待される。

最後に、教育委員会担当者が認識する道徳教育充実のための課題について、参考設問の [16]において回答が得られた。そこで、強い課題として浮かび上がったのは、道徳教育や道徳 の時間に関する「指導方法の工夫」と「教師の意識の昂揚」であった。一方、道徳の時間 の「授業時間の確保」の課題は政令指定都市以外では下位に位置している。道徳の時間は 以前より計画的に実施されるようになったものの、指導にあたる教師の創意工夫など、そ の内容的な充実の問題へとその課題がシフトしてきている状況がうかがえる。

大学においては、教員養成と教員研修をつなぐ視点を今まで以上に明確にもち、各教育 委員会のこれらの課題をつかむとともに、そのニーズを受け止め、道徳教育の充実を目指 すことがこれからの重要な課題になる。

参考資料

■ 資料1: 道徳教育の施策上の目標や方針の内容(一覧) —— 設問 2

① 都道府県

※「□□」は地域名等の固有名詞を指す。以下同。

- ●本県学校教育が目指すもの「豊かな人間性をはぐくむ学校教育」
 - I:思いやりの心を育てる
 - 1. 人間愛の大切さの体得
- 2. 開かれた心の育成

- Ⅱ:心と体を鍛える
 - 1. 生きぬくたくましさの育成
- ○学校教育共通実践課題

ふるさと教育の推進一心の教育の充実・発展を目指して一

- ○道徳教育 重点事項
 - 1. 道徳教育推進体制の改善
- 2. 道徳の時間を要とした児童生徒の心に響く授業の実施
- ●「いのちの教育」を県教育指導の柱とし、その実践窓口の一つとして道徳教育を位置づけている。
- ●1. 学校や児童生徒の実態を踏まえた実効的な指導計画を作成するとともに、学校全体で取り組む推進 体制を確立する。
 - 2. 道徳教育の「要」としての役割を踏まえ、「道徳の時間」における多様な指導方法・指導体制等を工夫し、道徳的実践力の育成を図る。
 - 3. 家庭、地域社会等との連携を図りながら、開かれた道徳教育を更に推進する。
- ●豊かな心をはぐくむ教育の推進
- ●・道徳教育を効果的に推進する体制
- 道徳の時間の充実
- ・家庭・地域社会との連携による道徳教育の推進
- ●「生きる力と絆の□□教育プラン」の施策「豊かな心をはぐくむ教育の推進」として位置付けている。
 - ・道徳教育の充実・系統的な道徳教材の作成など
 - ・「教育に関する3つの達成目標」(規律ある態度)の推進
- ●「豊かな人間性の育成」
- ●豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の充実
 - ・未来の社会を担う人間としての意識を高め、豊かな感受性と道徳性を涵養する教育の推進
 - ・子どもたちの心を支えるサポート体制の確立
 - ・豊かな心と社会性の基礎をはぐくむ家庭や地域の教育力の向上
- ●・全教育活動における「心の教育」の推進
- ・いのちの教育支援事業
- ●豊かな人間性をはぐくむとともに、健康や体力の増進に努め、たくましい人づくりをめざす
- ●□□の教育振興プランの重点施策に「自他への思いやりや情操をはぐくむ「豊かな心の育成」の項目があり、施策の具体的な方向として豊かな心の育成のイメージ図を作成している
- ●基本目標 未来をひらく「意味ある人」づくり

基本方針 「豊かな感性、確かな知性、健やかな心身」の育成

- ●「自らを高めること」と「社会の役立つこと」を基本的視点とした「□□の人間像」の実現
 - ・かけがえのない自他の命を大切にすることのできる人間
 - ・自らの人生をたくましく切り拓き、社会に生かすことのできる人間
 - ・健やかな体をつちかい、豊かな文化を継承し創造することのできる人間
 - ・次代を展望し、世界に視野を広げ活動することのできる人間像

- ●豊かな心と健やかな体の育成
- ●一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かし得るよう、 道徳性の育成に努める。
 - ア 道徳的実践力を高める指導の工夫
 - イ 豊かな心をはぐくむ体験活動の推進
 - ウ 郷土に関する資料の開発と活用
- ●学校教育の充実(豊かな心と健やかな体の育成)
 - 1. 心の教育の充実

- 2. 一人ひとりを大切にした生徒指導の推進
- 3. 体育・健康教育の充実
- 4. 安全教育・安全管理の推進

変化の激しい時代に、どんな状況にあっても自分自身を見失わず、多様な価値を認めながら、健康で心健やかな児童生徒を育成する

- ●「正しく判断し、行動する力をはぐくむ」ことを指導の重点として、各発達段階における具体的な取組 を示している。
- ●「□□教育振興基本計画」

施策の方向性2 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進

- (2) 豊かな人間性、社会性を育成します
 - ・道徳教育や人権教育の一層の推進を図るとともに、朝読書などの読書活動を推進します。また、 郷土を愛する心情、態度を育成するとともに、体験活動や文化・芸術活動の充実、文化財を大切 にする気運を醸成します。
- ●県の教育振興計画である、「教育ビジョン21」に、県として取り組む施策のひとつとしてあげている。
- ●豊かな心と健やかな体の育成
 - ・道徳教育の充実 「心の元気を育てる」道徳教育の推進
- ●「□□教育振興ビジョン」の推進計画の中に位置付けている。心を大切にする教育の中に、「人権教育の充実」、「道徳教育の充実」を位置付け、現状と課題、今後の取組の方向、主な取組内容、施策目標をあげ、取組を進めている。
- ●教育委員会が毎年策定する「学校教育の指針」の中で、学校教育推進の基本として、
 - I確かな学力をはぐくむ教育の充実
 - Ⅱ豊かな心をはぐくみ、健やかな体を育成する教育の充実
 - Ⅲ信頼される学校づくりの推進 の三つを定め、充実に努めている。
- ●生命を大切にする心、他人を思いやる心など豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の要として、児童生徒の実態を考慮しながら、教育活動全体を通じて道徳性の育成を図る。特に、道徳の時間においては、児童生徒の道徳的な心情を豊かにし、判断力を高め、実践意欲と態度の向上を図ることによって道徳的実践力の育成に努める。
- ●□□教育力向上プラン 目標3「子どもたちの志や夢をはぐくむ」
 - ・一人ひとりが社会の形成者として規範意識や公共の精神、高い倫理観をもって、主体的に行動する 社会を築くため、次代を担う子どもたちがよりよい社会を創っていくという志や、人として充実し た人生を送るために必要な夢をはぐくみます。
- ●自尊心や自律性など道徳性をはじめとした「豊かな心」の育成
- ●心の教育や豊かな人間性等の育成

- ●「豊かな心」の育成支援
 - ア 道徳教育推進協議会等による研修の充実と、道徳教育推進教師を中心とした各校における道徳教育の活性化のための支援を行う。
 - イ 学ぶ意義を認識する体験的な学習やキャリア教育を推進する。
 - ウ 豊かな体験活動推進事業等を充実し、発達段階に応じた体験活動を推進する。
 - エ 「"□□"人権学習ハンドブック」や「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]の積極的な活用を図り、人権教育を推進する。
 - オ 学校計画訪問に生徒指導や教育相談の担当が同行し、学校の生徒指導・教育相談体制の強化を 図る。
- ●豊かな心をはぐくむ教育の充実
 - (1) 命を大切にする教育の推進
 - (3) 道徳教育の充実

- (2) 人権教育の推進
- (4) 我が国やふるさとを愛する態度の醸成
- ●多様な教育の推進と未来を拓く青少年の育成
 - 1 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進
- (2)豊かな心の育成
- ●児童生徒一人一人が豊かな心をはぐくみ、自らの人生をよりよく生きていけるようにするためには、自他の生命を尊重する心を基盤に、美しいものに感動するなどの豊かな情操、善悪の判断などの規範意識及び公共の精神、健康・安全、規則正しい生活などの基本的な生活習慣をはぐくむとともに、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を培うことが重要である。

② 政令指定都市

- ●「小・中学校指導方針」に、小・中学校別に指導方針に「道徳」として位置付けている。
- ●「しなやかな道徳教育総合実践事業」という事業名で学校・家庭・地域が一体となった具体的で体験的 ・実践的な活動となる道徳教育を目指し、推進校の指定や指導資料集の作成、啓発活動を行っている。
- ●□□教育改革プログラム 重点行動プラン「豊かな心の育成」内に「道徳教育の充実」という施策項目を入れている。
- ●□□教育振興基本計画の目標及び行動計画の中に道徳教育の推進を位置づけている
- ●新しい教育の推進
 - 1. 子どもたちに基礎基本の学力を身につけさせる教育
 - 2. 子どもたちに4つの力をバランスよく育む教育
 - ・規範性をはぐくむ教育の推進事業・さわやかボランティア活動推進事業
 - 3. 学校の信頼性を高める学校運営体制の充実・強化
 - 4. 新しい時代に対応した、ゆとりとやすらぎのある教育環境の整備
- ●道徳の時間をはじめ、教育活動全体を通して、地域の人材を積極的に活用することや、地域に貢献する 活動を行うことなど、家庭や地域と双方向の連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験・社会体 験活動を活発に展開し、好ましい人間関係の確立に努めるとともに子どもの内面に根ざした人間愛の精 神や生命を尊重する心などの道徳性を育成する。
- ●教育委員会では、「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスのとれた子どもをはぐくむことを 基本理念とした「□□学校教育ビジョン」を策定した。この「徳」は「豊かな心」を指し、「自他を尊重 する心、正義を愛する心、感動する心」を子どもたちにはぐくむことを目標としている。
- ●自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ

- ●□□教育プラン いのち、心の教育の推進
- ●□□教育ビジョン:基本施策「豊かな心と健やかな体の育成」 事業計画「いのちの教育・心の教育の推進」
- ●いのちの教育、心の教育を推進するため、道徳の時間の指導をより効果的に行うための指導方法を工夫・開発していきます。
- ●市の教育のキーワードを「心の耕し」として、□□教育総合計画「人づくり宣言」の重点取組の宣言 2 の中で道徳教育の充実を位置付けている。
- ●・□□教育ビジョンにて「知」「徳」「体」「公」「開」の「徳」→豊かな情操と道徳心
 - ・豊かな心を育む指導の推進
- ●□□の教育の指針「新しい教育計画」の中に、心の教育を位置付けている
- ●道徳教育の充実―□□版道徳教育の推進―
- ●教育活性化プランの活性化の基本的視点(1) 「あらゆる場での心の教育」 人権について理解を深め、自らの課題として考え、判断し、社会の一員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚をもって行動する人間の育成をめざして、家庭や地域と一体となり、教育のあらゆる場において心の教育を推進する。

③ 中核市

- ●自らの生き方を見つめ、豊かな心をはぐくみ、人間としてよりよく生きようとする道徳性を育てる。
- ●「地域ぐるみの教育システムの構築」とテーマを掲げ、その中に豊かな心と健やかな体の育成を位置づけ、道徳教育の推進を図っている。
- ●「学校教育指導の方針」の中で、方針3「全教育活動を通じ、豊かな心を育てる道徳教育」を位置付けている。
- ●学校教指導の方針と重点
 - (3) 豊かな心や健やかな体を育て、夢をはぐくむ教育活動の推進
 - ①人間尊重の精神と生命を大切にする道徳教育の推進
 - ア 全教師が道徳教育を展開するための指導計画の作成と「道徳の時間」の充実
 - イ 道徳的実践力を育成するための豊かな体験を生かした指導の工夫
- ●□□「絆」教育として、□□「学びタイム」の創設と「心と命を育む体験活動」の推進を行っている。
- ●□□教育大綱 明日を拓く深く豊かな人間性の実現
- "□□の心" (テーマ未定) 実施予定:偉人にまつわるエピソード等、資料として、「□□の心」を育む。
- ●徳・知・体のバランスのとれた子どもを育てる教育活動の推進 豊かな人間性
 - ・一人一人が存在感を感じる学級経営の充実・学校間交流・異学年交流の推進
 - ・心に響く道徳教育の充実
- ●体験活動と相談活動の充実による「豊かな心」の育成
 - (2) 道徳の時間の指導の充実(道徳教育全体計画の充実)

- ●道徳教育の充実①教育活動全体で行う道徳教育の一層の充実と心の教育の推進②児童生徒の道徳性の実態を的確に把握し、ねらいを明確にした指導計画の改善と活用
- ●豊かな心と健康を育む教育の推進
- ●「豊かな心」をはぐくむ教育の推進
- ●「学校教育計画」に位置付けている。また、「校内研修計画」にも記入することとしている。
- ●1. 学校園の教育目標を達成するために、道徳教育の役割を教育目標等に位置付ける。
 - 2. ボランティア活動等、豊かな体験による道徳性の育成を重視する。
 - 3. 道徳の時間の充実を図るとともに、ボランティア活動を積極的に取り入れる。
 - 4. 幼稚園においては、いろいろな人や自然とのかかわりを通して道徳性の芽生えを培う。
- ●学校教育ビジョンⅢを策定し、5つの重点目標の1つとして豊かな心を柱立てしている。
- ●心に響く道徳教育の充実
- ●3つの基本方針の中の1つに「道徳教育の推進」として、位置付けている。
- ●「心の教育の充実」を施策の柱とし、主な施策として「道徳教育の充実」をあげている。具体的には、 ①道徳教育の研修 ②心の教育指定校による研究 ③心の時間の設定を実施するようにしています。
- ●1. 生きる力をはぐくむ学校教育の推進 〈豊かな人間性、健やかな体の育成〉
- 人権教育の推進と道徳教育の充実
- ●豊かな人間性や社会性をはぐくむ道徳教育
- ●「□□教育推進の方向」の冊子で、学校教育推進の重点の項目で道徳教育についての重点を示している。
- ●教育施策の重点の一つとして、道徳教育の充実を掲げている。道徳の時間の指導の充実や、地域交流活動と関連させた体験的な活動の充実を図り、社会性や規範意識の育成に努めることとしている。
- ●教育行政方針の中に道徳教育の育実を位置づけ、努力点を示している。
- ●学校・園経営の指針「3つの重点」として「豊かな心」を位置付け、教育活動全体の中で豊かな人間性と社会性の育成に努めるものとし、「7つの徹底」の一つとして「道徳教育」を掲げ、各学校園で推進している。
- ●教育重点施策を「地域教育の推進」とし様々な角度から心の教育に取組んでいる。
- ●心をはぐくむ教育の推進(1道徳教育の充実)
- 2. 豊かな心 ①道徳教育の推進
 - ・全体計画、年間指導計画に基づく指導。
 - ・体験活動の推進

- ・道徳の時間での適切な指導と魅力的な教材開発
- ・「心のノート」の積極的な活動
- ●義務教育基本計画に位置付けている。(心豊かに学びともに未来のふるさとを拓く子どもをはぐくむ)
- ●一人ひとりの子どもたちのよさや可能性を伸ばす学校教育の推進

- ●心の教育の充実として(1)道徳教育の推進、(2)生徒指導の充実、(3)先人教育の推進を位置づけている。
- ●「豊かな心の育成と望ましい人間関係づくり」 (HPに公開している)

④ 東京都区市町村

●【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

多様な人々がともに暮らす□□にあって、すべての大人、子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育や心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、社会性や規範意識などの豊かな心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

- ●学校の教育活動全体を通して、やさしさや、思いやりの心、公徳心、正義感、ボランティア精神などを 養い、主体的に生き方を考える態度を育てるとともに、豊かな人間関係をはぐくむ。
- ●教育ビジョン推進計画目標Ⅱ「質の高い教育を行います」の中で「心の教育の充実」を掲げている。
- ●教育振興推進計画重点施策の「豊かな心と健やかな体の育成」に「道徳教育の充実」を位置付けている。
- 教育委員会学校教育部教育指導課の重点課題
- ●社会規範を身に付け、社会に貢献しようとする人間を育成する 【基本方針1 人間尊重の精神と豊かな人間性をはぐくむ教育の推進】
- ●幼児・児童・生徒が知性、体力、行動力及び感性をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、広い 視野をもち、自ら学び、考え、挑戦する力をもって行動する人
 - ○人と人とのつながりを大切にし、互いに相手のよさを認め、支え合う人
 - ○ルールを守り、仲間や地域の役に立つために能力を発揮する人
 - の育成に向けた教育を重視する。
- ●・教育目標の中に「道徳心」の文言がある。
 - ・基本方針 1 の前文に含めている。基本方針 1 は、「人権尊重の精神」と「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」である。
- ●「□□教育振興プラン」を策定し、その中で人間力向上アクションプランとして位置づけている。
- ●各学校の「道徳教育推進教師」を中心にして、学校全体の道徳教育の充実を図るとともに、あいさつ運動、ボランティア活動の奨励や参加を推進する。

●教育目標

- ○□□の持つ特性を活かし、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、互いの人格を尊重し、思いやりのある人、社会の一員として、社会に貢献しようとする人、自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人の育成に向けた教育活動を行う。
 - ・「ユートピア丸・□□」をめざす村の基本理念に基づき、子どもたちが郷土を愛する心をもち、知性、 感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、施策を推進する。
- ●人権尊重の精神の育成・社会貢献の精神の育成
 - (3) 学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うとともに、道徳授業地区公開講座などを通じて、家庭、地域と連携し、徳性の涵養を図る。

- ●「学校教育の指針」に、「2. 自他の生命を尊重し、やさしい心をはぐくむ教育の充実」として、「いじめのない豊かな人間関係の育成と道徳教育の充実」を位値付けている。
- ●学校教育の目標、2基本方針(3)健全育成の推進に「人間性豊かに健やかに成長できるよう道徳教育を推進」と位置づけている。
- ●命の大切さを自覚し、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる力を身に付けた子ども
- ●基本方針1に「子どもたちの生きる力と健やかな精神の育成」を位置づけ
 - →施策方針(1)「人権尊重の精神と男女平等の意識、平和を愛し、生命を尊び、自然を大切にする心な どを育む教育を進めます。」
 - →主要事業として「小中一貫教育推進事業」
 - →主な取組「規範教育の推進」「道徳教育の充実」「人権教育推進委員会」
- ●子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、
 - ○互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
 - ○社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
 - ○自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間の育成に向けた教育を重視する。
- ●本市の学校教育基本構想に位置づけている
- ●児童生徒が思いやりのある心や社会生活の基本的ルールを身に付けられるよう、道徳教育の充実を図る。 そのために、道徳の時間の充実を図るとともに、全校で道徳授業地区公開講座を開催し、家庭や地域と 連携して道徳教育を推進する。
- ●基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成の中に、「人権教育及び心の教育を充実する とともに権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ公共心をもち自立した個人を育てる教育を 推進する」と示している。
- ●基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成 基本方針2「豊かな個性」と「創造力」の伸長
- ●教育目標
 - ・基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成(2)道徳教育の充実 指導目標(2)方針…・心とからだの健康 2.豊かでたくましい心身の育成と道徳教育の充実
- ●教育目標
 - ○人権教育及び心の教育を充実するとともに、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実 する。
 - ・地域とかかわる、社会体験、自然体験、道徳体験を通して、モヤイの精神で、助け合い、進んで奉 仕する思いやりのある心を育てる教育を推進する。
- [基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成]の中で、「人権教育の推進」及び「規範 意識や思いやりの心の育成」等について位置付けている。
- ●豊かな心の育成 ・体験活動の充実
- 教育目標の第1に、「互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間の育成」を挙げている。
- ●教育目標―基本方針1―基本施策(1)

■ 資料2:道徳教育に関する研修の名称(一覧) ―― 設問 4

① 教育委員会事務局が中心となって行う道徳教育に関する研修

(n=183, 複数回答)

※重複する名称は省略。分類が難しいものもいずれかに類別した。

【道徳教育研修会・講習会・講座など】

道徳教育

• 小中学校合同道徳教育

• 道徳教育研修

• 道徳教育研修会

・幼・保・小合同研修会・基礎研修会(道徳)

小中道徳研修

道徳教育の実際研修

小学校地区別道徳研修会

中学校地区別道徳研修会

小中学校道徳教育地区別研修会

• 地区道徳教育研修講座(教育事務所単位)

・道徳教育指導力向上研修会・道徳授業改善研修(三地区共催夏季特別研修)

・道徳の時間指導研修会・道徳の授業力パワーアップ研修(授業研修会・全体研修会)

• 夏季研修会

夏季の教員研修(道徳教育)

・道徳授業セミナー

在り方生き方教育研修会

・心の教育研修会

・郡合同心の教育研修会 ・いのちの教育研修

・小・中学校道徳一豊かな心をはぐくむ新しい道徳教育の指導を目指して一

・情報モラル授業づくり研修会・道徳教育実践講習会

・道徳教育推進講座・道徳教育連携推進講座・道徳教育地域連携推進講座

【研究会・研究協議会・講演会・発表会など】

道徳教育研究会道徳教育研究大会

• 道徳教育実践研究会

道徳教育研究協議会

・道徳教育講演会 ・指定校授業公開(含:分科会)

・心の教育発表会

心の教育研究推進発表会

【法定研修・年次研修・職能に応じた研修など】

・初任者研修 ・初任者研修として道徳 ・初任者研修(夏季宿泊研修)

・小中学校初任校研修:教科指導等研修道徳教育の進め方(小中別)

• 小中学校初任校研修(研究授業研修:道徳)

· 3 年次研修 · 3 年次教員研修 · 3 年次教諭研修会 · 3 年次授業研究

2 · 3 年次研修

• 5 年経験者研修

5年経過研修 11年次教職員研修

· 10年経験者研修 • 教頭研修会

校長研修会

・期限付任用教員任用時研修・臨採・非常勤研修・臨時講師研修(中学校)

【道徳主任研修・道徳教育担当者研修・道徳教育推進教師研修など】

・道徳主任者会

・小中合同道徳主任会

• 道徳主任研修

• 道徳主任等研修会

道徳教育担当者会議

道徳教育担当者等連絡会

道徳教育担当者会

• 道徳教育担当者研修会 • 道徳教育推進教員研修

 郡合同道徳担当者研修会 道徳教育推進教師研究会道徳教育推進教師研修

• 道徳教育指導者養成研修

道徳教育推進教師連絡会

道徳教育推進教師連絡協議会

· 小中道徳教育推進教員研修 · 道徳教育推進担当者研修

• 道徳教育推進教育研修

道徳教育推進教師連絡協議会

【指導主事会議・推進委員会など】

- ·全県指導主事会議道徳教育部会 ·教科等別指導主事会議
- 道徳教育担当指導主事研修
- 道徳計画訪問説明会
- · 小中一貫教育担当者連絡会(規範教育)
- ・小中一貫カリキュラム充実委員会(規範教育)による授業公開
- 道徳教育推進委員会
- 道徳教育推進連絡会議

【教育課程説明会・研修会など】

- 新教育課程説明会
- ・新教育課程研究集会(小・中)
- 小学校教育課程説明会道徳部会
- 中学校教育課程説明会道徳部会
- · 小 · 中学校教育課程研修会
- 教育課程説明会道徳部会
- ・小・中学校教育課程説明会及び研究協議会
- ·新教育課程説明会(小学校道徳部会)
- ·新教育課程説明会(中学校道徳部会)
- ·教育課程研究協議会(道徳) ·教育課程〈道徳〉研究員研修会

【道徳教育関係研修、その他】

- 人権教育研修会
- 人権尊重教育研究会
- ・いじめ問題対応研修会 ・ライフスキル教育学習プログラム研修会
- ・心の教育コーディネーター (派遣) ・コンプライアンス教育研修会

② 教育センター等が中心となって行う道徳教育に関する研修

(n=163, 複数回答)

※重複する名称は省略。分類が難しいものもいずれかに類別した。 ※東京都区市町村は教育委員会に一括で回答を求めたので、ここに含まれない。

【道徳教育研修会・講義・講座など】

- ・道徳研修 ・小学校道徳 ・中学校道徳

- 道徳教育(小学校)
- ・道徳教育(中学校)
- ・心の教育
- ・道徳教育研修コース「小学校における道徳教育(授業公開)」
- ・道徳教育研修コース「中学校における道徳教育(授業公開)」
- ・小学校・中学校道徳教育研修会・授業改革実践研修会「道徳教育」・
- ・小中学校道徳の時間実践研修
- ・「道徳の時間」研修会
- ・道徳教育推進研修会・専門研修:道徳教育
- ・明るく楽しい道徳授業づくり研修会・道徳の授業づくり研修
- ・道徳の授業づくり基礎講座・アイデアいっぱい楽しい授業づくり講座
- ・基礎研修講座「授業づくりの基礎・基本」
 ・道徳の授業力アップ講座
- ・スキルアップ研修講座(道徳教育) ・道徳番組を活用した授業づくり研修講座
- · 教科等研修(道徳)「道徳教育推進講座」 · 課題専門研修教科教育講座「道徳」
- ・課題研修講座「心に響く道徳の授業づくり―指導方法の工夫・改善―」
- 道徳講座・道徳教育講座・学習指導要領研修「道徳教育研修講座」
- ・小中道徳教育講座 ・心に響く道徳教育講座 ・教師プロ塾(道徳)
- ・ (小・中・総) 道徳教育夏季研修講座 ・道徳教育推進連続講座①~③
- 教科指導等講座:若い教師のための道徳教育指導基礎講座
- ・道徳実践研修講座 ・人間としての在り方生き方に関する教育研修講座

- · 小学校道徳教育実践講座 · 中学校道徳教育実践講座
- ・豊かな心を育む道徳教育・豊かな心をはぐくむ道徳教育講座
- ・豊かな心を育てる道徳教育研修会 ・豊かな心を育む道徳教育研修講座
- ・豊かな心をはぐくむ小・中道徳基礎講座・豊かな心をはぐくむ道徳教育研修講座
- ・基礎から学ぶ道徳の授業づくり・新学習指導要領を具現化する道徳の授業づくり
- ・魅力ある道徳の授業づくり・道徳の指導内容・方法についての講義

- ・道徳の時間を要とした道徳教育 ・各教科における道徳教育
- ・学校における道徳教育の現状と課題(小・中別)
- ・高めよう規範意識「行動化を促す教育活動の工夫」

【法定研修・年次研修など】

- 初任者研修道徳教育
 - ・初任者研修「心に響く道徳授業の進め方」
- ・道徳の指導法と授業の進め方(初任研)・初任者研修(小学校・中学校)
- ·初任者研修「小学校道徳」講座 ·初任者研修「中学校道徳」講座
- ・初任者センター等研修「小学校道徳教育基礎(授業公開)」
- ・初任者センター等研修「中学校道徳教育基礎(授業公開)」
- ・道徳教育講座(含む初任研) ・採用1年目教員研修会 ・新規採用教員研修講座
- · 教職経験 2 年次教員研修講座 · 教職 3 年次研修
- ・道徳教育について(3年次教員研修)・第3期研修「道徳」(小・中別)
- ・4(5)年次中学校教諭研修「道徳・生徒指導」
- · 教職経験者研修会(5年研)
- · 教職経験者研究協議会(5年研)
- · 教職経験6年次教員研修講座
- 7年目経験者研修
- 10年経験者選択研修
- · 県立学校 1 0 年経験者研修
- ・10年経験者研修「心に響く道徳教育の展開と工夫」
- ・小中学校10年経験者研修・道徳の指導法と授業の進め方(10年研)
- 15年経験者研修
- 教職経験者研修会

【道徳主任研修・道徳教育推進教師研修・推進協議会など】

- · 道德主任(道德教育推進教師)研修 · 新道德主任研修会(道德教育推進教師)
- ・(中・総)道徳主任研修会・小・中学校道徳教育推進教師研修講座
- · 道徳教育推進教師資質向上研修 · 道徳教育推進教諭研修
- 道徳教育推進者研修会
- · 道徳教育推進者研修講座 ·
- ・道徳教育の充実リーダー養成研修 ・道徳教育推進協議会

【道徳教育関係研修、その他】

- ・豊かな心を育む動物飼育 ・人権・同和担当者研修会 ・男女共同参画研修会
- ・小・中学校フォローアップ研修・希望研修講座
- ・教育研究所公開講座 ・ネットDE研修 ・カリナビ相談会

■ 資料3:平成21年度における教師用道徳資料の作成 —— 設問 10

〇「作成している場合、その名称または趣旨をお書きください」との設問における記述内容一覧 (n=42, 複数回答)

【道徳教育、道徳の時間の指導資料・手引き】

- ・道徳指導資料 ・□□道徳教育指導資料 ・□□道徳教育指導資料 (地域教材作成の手引)
- ・小学校(中学校)教科等指導資料(道徳) ・小中一貫教育指導資料(道徳教育)
- ・指導資料集: 道徳・小中学校で系統的に「道徳の時間」の指導を行うための指導資料
- ・「指導の手引き」(指導内容の重点を踏まえた教師向け指導の手引き)
- ・□□版教師用指導書、夢や志をはぐくむ教育(中学校版教師用指導書)
- ・授業改善のストラテジーVol. Ⅱ ・道徳授業づくりアイデア集

【指導事例集・道徳資料集・資料解説・報告書】

- ・道徳教育指導実践事例集 ・「□□の子ども明日へのとびら」実践事例集第2集
- ・道徳教育推進資料(市立小・中学校の道徳教育の推進のための授業実践に基づく指導資料)
- ・道徳教育推進資料 (学習指導案集) ・道徳教育の充実~事例集~ (仮称)
- ・指導資料集(小:ゆめいっぱい、中:心の旅) ・「すぐに使える道徳資料」
- ・□□道徳資料集 ・□□道徳副読本 ・道徳副読本の指導用資料
- ・CD版実践と考察(指導案等) ・規範性をはぐくむための教材
- ・活動プログラム(資料・プログラム集) ・規範意識向上プログラム ・報告書集
- ・学校作成した郷土資料を使った実践資料 ・学校人権同和教育研究実践報告書(教師用資料集)

【計画作成、教育課程編成用資料】

- ・□□小学校(中学校)教育課程編成の手引―移行措置に関する資料 ・□□版学習指導要領
- ・教科等の指導のポイント(新教育課程の編成・実施に向けて)
- ・新学習指導要領に基づいた指導計画と指導事例 ・指導計画資料
- ・□□小(中)学校教育課程指導資料・教育課程編成資料委員会(道徳担当)作成の資料

【啓発用資料・その他】

- ・道徳教育の充実に関する啓発資料「□□□□」の発行
- ・普及啓発誌・道徳教育推進資料「道徳教育の一層の充実に向けて」
- ・道徳教育推進教師向けにプレゼンテーションの資料等を作成した
- ・道徳教育実践研究事業リーフレット ・学校訪問で授業づくりの基本を伝える
- ・「平成21年度□□学校教育のめざすもの」(新学習指導要領の趣旨や移行措置の内容理解、県の重点 事項の周知のため) ・ライブラリにデータを格納

■ 資料4:過去3年間(平成18~20年度)における教師用道徳資料の作成 —— 設問 11

〇「作成したものがある場合、その名称または趣旨をお書きください」との設問における記述内容 一覧 (n=45, 複数回答)

【道徳教育、道徳の時間の指導資料・手引き】

- ・道徳指導資料・道徳教育指導資料・直徳教育指導資料・道徳教育推進資料
- ・平成20年度指導資料「道徳教育の充実を目指して~教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実~」
- ・□□の道徳教育・高等学校道徳教育指導資料・指導書(□□小学校道徳教育研究会編集)
- ・指導資料集: 道徳・学習資料集「心の教育」・小中一貫教育指導資料(道徳教育)
- ・心に響く道徳/心に届く道徳 ・「一人一人に豊かな心をはぐくむ道徳教育を進めるために」
- ・道徳ハンドブック ・平成18・19・20年度学校教育指導の重点

【指導事例集・道徳資料集・資料解説・報告書】

- ・道徳教育実践事例集・道徳教育指導実践事例集・授業実践を集めた資料
- ・平成20年度道徳教育実践研究事業「小・中学校の実践例」
- ・実践事例集「□□の子ども明日へのとびら」・活用事例集「いのちのかたち」
- ・道徳教育実践事例集(地域教材を活用した授業事例等) ・実践事例集「道徳教育の充実」
- □□教師用道徳指導資料集「魅力ある道徳授業の展開」
- ・□□道徳郷土資料集(第2集)・□□道徳副読本□□版
- ・教師用指導書・「江戸しぐさ」を題材とした道徳教育資料集・「心の旅」
- ・規範性をはぐくむための教材/活動プログラム・道徳におけるすぐれた実践ビデオ
- ・いのち・なかま・やくそくを大切にする心を育む学習プログラム
- ・道徳授業実践DVD ・道徳教育実践ハンドブック ・CD版実践と考察(指導案等)
- ・ハートいっぱい推進事業で作成した自作資料(教育委員会webページに掲載)
- ・教師用資料集「学校人権同和教育研究実践報告書」 ・報告書集

【計画作成、教育課程編成用資料】

- □□小(中)学校教育過程編成要領□□版学習指導要領道徳編
- ・教育課程編成資料 ・教育課程編成資料委員会(道徳担当)作成の資料

【啓発用資料・その他】

- ・平成20・21年度の道徳教育実践研究事業リーフレット・リーフレット「□□の道徳教育」
- ・教師用リーフレット「豊かな心をはぐくむ道徳教育の一層の充実のために」
- ・パンフレット「子どもの心と目線に立った道徳の授業づくり」・普及啓発誌
- ・いのちを大切にするキャンペーン実践事例集・いのちの教育リーフレット
- ・学校訪問で授業づくりの基本を伝える

■ 資料5:平成21年度における児童生徒用道徳用教材(道徳資料)集の作成 —— 設問 12

- 〇「作成している場合、その名称または趣旨をお書きください」との設問における記述内容一覧 (n=16,複数回答)
 - ・□□道徳教育教材資料集・□□道徳資料集・小中一貫教育指導資料
 - ・□□道徳副読本 ・□□版道徳教育副読本 ・福祉副読本「かけはし」(小学校版・中学校版)
 - ・児童生徒用道徳教材集(作成中)・小学校版資料集「夢や志をはぐくむ教育」
 - ・規範性をはぐくむための教材/活動プログラム(資料・プログラム集)・「豊かな心」
 - ・「わたしたちの中学生活」・道徳教育□□郷土資料
 - ・郷土の偉人の生き方や考え方を資料としたもの ・学校人権同和教育資料集「友だち」
 - 「こころの言の葉~第7集あふれ出る思い~」
- 資料6:過去3年間(平成18~20年度)における児童生徒用道徳用教材(道徳資料)集 の作成 —— 設問 13
 - 〇「作成したものがある場合、その名称または趣旨をお書きください」との設問における記述内容 一覧 (n=17, 複数回答)
 - ・□□道徳副読本 ・学習資料集「心の教育」 ・「高校生の道徳―ともに歩む―」
 - ・児童生徒用道徳教材(□□教師用道徳指導資料集内)・規範性をはぐくむための教材
 - ・「豊かな心」・「わたしたちの中学生活」・「いのちのかたち」
 - ・「□□の子ども明日へのとびら」 ・心の教育資料集「□□っ子に贈る50の話」
 - ・道徳教育□□郷土資料 ・□□道徳郷土資料集(第2集) ・ふるさと□□の心
 - ・郷土学習教材「ふるさと□□」 (小・中版の冊子の中に道徳読み物資料を計4編作成)
 - ・いのち・なかま・やくそくを大切にする心を育む学習プログラム
 - ・活動プログラム(資料・プログラム集) ・学校人権同和教育資料集「友だち」
 - ・「こころの言の葉」コンクール事業の優秀作品を一冊の本にまとめた

■ 資料7: 道徳教育充実のために行っている施策 —— 設問 14

〇「上記のほかに道徳教育充実のために施策を行っている場合、その名称または概要をお教えください」との設問における記述内容一覧 (n=47, 複数回答)

【推進協議会・推進会議など】

- ●道徳教育推進協議会(道徳教育実践研究事業及び県内で実施している道徳教育についての現状を把握 し、その成果について普及・啓発を図るとともに、道徳教育推進のための諸方策について検討を行う)
- ●道徳教育推進協議会(文科省道徳教育推進事業で指定された研究校関係者と外部識者等で構成し、道徳教育の方向について協議する)
- ●道徳教育推進協議会(大学教授による講演・研究指定校による実践発表・研究協議)
- ●道徳教育推進協議会(市立学校における道徳教育の在り方について研究し、今後の道徳教育の推進について検討する)
- ●□□道徳教育推進協議会(教員を対象とした講義、演習、協議等の講習会を実施することにより教員 の道徳教育に関する指導力の向上を図るとともに、新学習指導要領に則った道徳教育の推進に資する)
- ●道徳教育推進委員会(高等学校第1学年の生徒を対象とする「道徳」の授業の円滑な実施と深化を図ることを目的とした学識経験者、「道徳」実践アドバイザー等から成る組織)
- ●公開道徳教育推進会議(□□道徳教育推進会議委員が授業参観後に会議を公開で行うもの)
- ●□□道徳教育推進事業(小中学校の道徳教育の要となる「道徳教育推進教師」の資質向上と、家庭や地域社会と連携して道徳の授業の充実を図ることや、幼稚園段階から子どもたちの規範意識や道徳性を一貫してはぐくむ道徳教育を推進する)
- ●心の教育推進協議会
- ●□□道徳教育・豊かな体験活動推進協議会(PTAや学校関係者、有識者等で構成される本組織を設置し、□□における道徳教育の充実に向けた取組について協議を行っている)
- ●「いのちの教育」推進会議(学識経験者、教員による会議を設け、「自尊感情」をテーマに年3回開催する。年度末に提言集発刊予定)

【推進事業・研究指定事業など】

- ●心豊かな子どもを育てる教育推進事業(学校、家庭、地域社会が一体となって社会全体の道徳性を高めるための「道徳の日」の取組の推進。常に「生」や「死」に直面している助産婦や救急救命士等を、小・中学校に派遣)
- ●道徳教育実践研究事業(文部科学省の事業で、小・中学校各1校を指定し、実践研究を行う)
- ●教育研究将励校(道徳教育についての研究を1校ですすめている)
- ●道徳教育研究実践事業:「生きる力」を育む研究指定校事業(教委単独)(生きる力」を育む研究指定校の一つとして、「心の教育」研究推進校として、小学校1校、中学校1校を指定し、道徳教育の充実に向けた研究実践を行い、その成果を各学校に普及・還元する)
- ●「郷土の偉人に学ぶ□□の心」推進事業(郷土の偉人)の業績について親しみながら学ぶことができるように、その人物を題材にマンガを活用した学習教材を作成し、小学5年生全員に配布。(各学校では、社会科や道徳、などで活用)

●小中一貫□□っ子カリキュラム(規範教育)(小・中学校全校で取組む規範教育カリキュラムの推進)総合的な学習の時間等の年間指導計画に位置付け、子どもたちに創意工夫して指導できるようにする)

【実践事例や取組の紹介など】

- ●「心の教育(文部科学省指定事業) (課のホームページに道徳教育推進事業推進校の実践事例を掲載)
- ●子どもたちに心の元気を(道徳教育実践研究事業推進校の取組や、幼稚園、高校、PTA、総合教育 センター、教育研究会の取組を紹介し、県内道徳教育の振興を図っている)
- ●文科省事業道徳教育実践研究事業の指定を受けている学校の研究成果を県下に広く普及するためのリーフレットを作成・配布
- ●リーフレット配付(道徳教育実践研究事業(文部科学省)の指定校の取り組みの成果についてまとめ、 県内の各学校に周知する)

【啓発や連携のためのパンフレット作成など】

- ●「学校・家庭・地域で連携した道徳教育の充実」についてのパンフレットを作成し、各学校に配布
- ●「未来を拓く3つの心」ポスター配付(「□□学校教育ビジョン」の「徳(豊かな心)」に示されている、「自他を尊重する心、正義を愛する心、感動する心」を「未来を拓く3つの心」とし、ポスターを作成、全小中学校各学級に配布している)
- ●豊かな心育成プラン (パンフレット)
- ●家庭や地域社会と連携した道徳教育の啓発リーフレット作成予定
- ●家庭向けリーフレット (規範教育にかかわる家庭向けリーフレットの作成・配布)
- ●道徳教育リーフレット「家族の力は心のエネルギー」(道徳教育は、学校・家庭・地域社会の連携が重要であり、連携を深めるために各家庭への呼びかけとしてリーフレットを作成し、取組を促している)
- ●男女共同参画について (パンフレットを作成し、小4、中2へ配布)

【授業の公開・家庭や地域と連携した取組など】

- ●ふれあい道徳教育(全公立小・中学校において、全学級で年間1回以上、保護者や地域の方々に道徳の時間の授業を公開する)
- ●「□□っ子の心を見つめる」教育週間(すべての公立小・中・高・特別支援学校において1週間の学校公開を行うことにより、学校、家庭、地域の大人が地域の子どもの心を見つめる取組)
- ●「心とからだいきいきキャンペーン(食・読・遊・寝)」(家庭や地域で、子どもたちの生活リズムや 社会のルール・マナーを大切にする心を育むために取り組む運動)
- ●「人格の完成を目指して」の取り組み(「あいさつ」「思いやり」など、全小中学校共通のテーマに基づいて子どもたちが自ら考える取り組みを、家庭、地域と連携しながら進めている)
- ふるさと□□心の教育推進運動(ふるさとを愛し、ふるさとを誇れる□□の子どもの豊かな心の育成のために、心の教育の充実に資する具体的な取組をすべての公立小・中学校で推進する)
- ●「来て来て先輩」事業(文化・芸能・スポーツ等で著名な郷土出身者を学校へ招き、授業に参加したり、講話を行ったりしている)
- ●あいさつ運動(4月と11月をあいさつ月間とし、その啓発のため、標語やポスターを公募してあいさつ運動の盛り上げを図っている)
- ●「心かがやけ月間」(11月を「心かがやけ月間」と位置づけ、あいさつ運動を中心に保護者・地域と 連携を深める取り組みを行っている。)

【フォーラム・交流会の開催など】

●□□の教育について語る会(住民の皆さんに「□□の教育」について、理解を深めていただくととも

に、意見を聴き、充実を図る。)

- ●教育フォーラム (公立学校PTA連合会との共催)
- ●ふるさと□□心の教育推進研究発表会(学校・家庭・地域の人々が、それぞれの立場から具体的な取り組みなどについて話し合い、学校・家庭・地域の果たすべき役割について情報交換を行い、豊かな心の育成推進の契機とする。)
- ●「心の元気!」1000人フォーラム(実践発表シンポジウム講演など)
- ●□□道徳教育フォーラム(学校、家庭、地域が連携して取り組む道徳教育の在り方をテーマとした実 践発表及びシンポジウム)

【教材活用支援・副読本の購入など】

- ●道徳教育用教材活用支援事業(道徳教育用教材(副読本)の購入、配布)
- ●道徳教育用教材活用支援事業(文部科学省の事業で、民間会社が作成した副読本を意向のあった自治体内の学校の全ての児童生徒に配布する。)
- ●道徳副読本(□□版) (2008年度から全小・中学校の児童・生徒に道徳副読本を配布)
- ●道徳教材の配布(全小中学校へ道徳教材を配布)
- ●人権作文集(人権に関する児童・生徒の作文を冊子とし、道徳の時間等にも活用してもらう。)

【教員研修・研究会・指導訪問、その他】

- ●道徳教育指導者養成研修(ブロック別) (講話、演習)
- ●小・中教育研究会道徳部会(校種ごとに年間2校程度の、道徳授業の公開と情報交流会の実施)
- ●土曜自主研修会(小学校道徳)(自主的に研修を行いたい教員を募り、希望に応じた研修を行うことで、 道徳の時間についての指導力の向上を図る)
- ●□□道徳教育の推進について(道徳の時間の授業研究を校内研修に位置付け、指導主事を派遣する。)
- ●□□教科研究会(各学校の道徳主任(推進教師)が小中ごとに集い研修を行う)
- ●要請訪問(要請のあった学校に指導主事が訪問して道徳の授業をみて指導する)
- ●学校訪問(全小・中学校を訪問し、豊かな心の視点から学校の取組を指導する)
- ●教育羅針盤(教師の資質向上をねらい作成しているが、内容的に道徳教育充実につながるものがふん だんに含まれている)
- ●「道徳教育・人権教育の推進」 (□□の教育指針の説明)

調査票

教育委員会における道徳教育の施策等に関するアンケート

本アンケートでは、各教育委員会における道徳教育に関する施策や教員研修への取組の状況などを把握することにより、教員養成段階と現職教育をつなぐ道徳教育の充実の在り方について、より 深く検討することを目的としております。

該当がないところ、不明なところ、ご回答しにくいところ等は、「なし」または空白としていただいてかまいません。また、回答結果の集計につきましては全て数値化等されるため、教育委員会が特定されることはありません。

なお、教育センター、教育研究所の施策等も含めてご記入いただけますと助かります。 何卒、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

東京学芸大学総合的道徳教育プログラム推進本部

*	最	初に、	小-	中章	学校月	没階 (の道	速教	育を	主	こ担	当さ	れ	る事	務局	哥 σ.	課律	呂を	お	タえ	< <i>t</i> :	きさ	い。		
									教育	香.	員会	•													
※	本	調査に	主主に	: ごi	こ人に	ハた	せい	てい	る方	o1	没職	名(例	: 指	導主	E事	■) ?	をお	書	きく	ださ	とい	•		
*	貴	教育多	美員会	₹カ [₹] 戸	斤管 ?	する「	下記(の学 	校数	を	お教	えく	だる	さい	。										
	,	小学材	ξ		校	中华	学校		;	校	中	等耄	女育:	学校			杉	ξ	特	別支	援	学校			校
		成2 さい。																							-
Α	道德	恵教育	の施領	策上	の目	標やス	方針(につ	いて	うた	かが	いま	す。		_										
		貴教で																							徳教
		1	位置	重付 (けて	いる		2	位置	計	けて	いた	۲V۱		3	4	全体	の力	分	に含	めて	て記	述し	てレ	る
	2	「位置	置付い	ナてし	ハる.	ع ر	した	場合	、そ	- の	内容	をお	書	きく	ださ	さし	١,								
					→	方針等	等の全	全体力	が分か	\ る:	ものが	があり	りま	した	Ġ.		ピー	等を	·同圭	†しヽ <i>†</i>	こだり	ける	と助	かり	ます。
ı	×	教育も	ンタ	-+	5教育	育研学	?所等	手に	おい	て独	虫自	に位	置作	けけ	てい	いる	ŧσ	か	あれ	い ば.	、お	書	きく	ださ	い。
		部署	3 [)														

☆方針等の全体が分かるものがありましたら、コピー等を同封いただけると助かります。

B 道徳教育に関する研修についてうかがいます。

- ③ 道徳教育についての研修、または道徳教育の趣旨を含んだ研修を教育委員会(教育センターや 教育研究所等も含む)として行っていますか。
 - 1 行っている
- 2 行っていない
- 4「行っている」とした場合、以下の表にその概要をお書きください。 教育委員会と教育センターや教育研究所等で行うものを区別してお書きください。 教育事務所ごとに行っている場合は、標準的な形をお書きください。

(記入に当たっては、それぞれの実施の形態が異なると思われますが、記入例を参考とし、下記を目安とし て概要が分かるようにお書きください。)

- ※研修の名称は「○○年次研修」等のシリーズ名や大枠の名称でもかまいません。
- ※日数(回数)は、研修に宛てられるおよその日数を半日単位でお書きください。

半日の場合は 0.5、2日の場合は、2.0となります。

- シリーズ研修の名称を記入の場合は、その中で道徳教育に関する研修に充てられる日数を書きます。 ※対象については、希望者研修または悉皆研修を問わず、次の番号をお書きください。なお、例えば、 道徳教育推進教師対象であるが希望者の参加も募る場合などは、複数の番号を選んでかまいません。
 - ①…小中学校教員または全教員 ②…小学校教員
- ③…中学校教員

- ④…小または中の初任者教員 ⑥…校長、教頭等の管理職
- ⑤…小または中の道徳教育推進教師(道徳主任等) ⑦…管下の指導主事 ⑧…そのほか

- <u>※</u>主な内容・テーマまたは趣旨等については、研修テーマ名等がない場合、「<math>OOOについて」等、簡 潔にお書きください。
- ※受講者数は概数でもかまいません。未実施の場合は見込み人数をお書きください。

① 教育委員会事務局が中心となって行う道徳教育に関する研修

研修の名称	日数 (回数)	対 象	主な内容・テーマまたは趣旨等	受講者数
《記入例》 道徳教育推進教諭研修	1.5	1,5	《記入例》 道徳教育の諸計画の作成について	3 0

☆計画の概要が分かる表がありましたら、コピーなどを同封いただけると助かります。

② 教育センターや教育研究所等が中心となって行う道徳教育に関する研修

研修の名称	日数 (回数)	対 象	主な内容・テーマまたは趣旨等	受講者数
《記入例》 道德教育推進教諭研修	1.5	1,5	<記入例〉 道徳教育の諸計画の作成について	3 0
教育センター	一等も含む	めて一括して	教育委員会事務局に 「回答を求めたため、 れていない。	

☆計画の概要が分かる表がありましたら、コピーなどを同封いただけると助かります。

- 5 改めて初任者研修に関してお聞きします。該当する番号にOをおつけください。
 - 初任者研修に道徳教育の内容が… 1 含まれている 2 含まれていない

- **⑥「含まれている」とした場合、下記にお答えください。**
 - ア 初任者対象として独立した形で…
- 1 行っている
- 2 行っていない

- イ 研修に授業参観や研究授業が…
- 1 含まれている
- 2 含まれていない
- ウ 道徳に関する年間の研修回数(日数)は次のどれですか。(一覧表と重複可)
 - 1 0.5 日
- 2 1.0 日
- 3 1.5 日
- 4 2.0 日 以上
- エ 初任者研修における道徳教育の主な内容・テーマまたは趣旨等についてお教えください。 (前ページや上記の一覧表との重複可)

☆計画の概要が分かる表がありましたら、コピーなどを同封いただけると助かります。

道徳教育充実のために実施している施策についてうかがいます。
7 本年度、道徳教育に関する教育委員会独自の研究指定事業を行っていますか。
1 行っている2 行っていない3 指定校事業全体の中で道徳教育も含め課題を自由に選べるようにしている
8 本年度、各学校において家庭または地域への道徳の授業公開を行うことを求めていますか。
1 行うよう求めている2 できるだけ行うよう求めている3 特に求めていない
9 本年度、道徳の時間を置く全学級数の約何%の学級が、年間の中で道徳の時間を保護者等に公開しているか(年度末までの見込みも含む)、小・中学校ごとに概算でお答えください。
0~19% 20~39% 40~59% 60~79% 80~99% 100% 小学校 1 2 3 4 5 6 わからない 中学校 1 2 3 4 5 6 わからない
10 本年度、教育委員会として、道徳教育に関する教師用資料を作成していますか。
1 作成している 2 作成していない
※作成している場合、その名称または趣旨をお書きください。
11 過去3年間(平成18~20年度)の中で、道徳教育に関する教師用資料を作成しましたか。
1 作成した 2 作成していない 3 分からない
※作成したものがある場合、その名称または趣旨をお書きください。
12 本年度、教育委員会として、児童生徒用道徳教材(道徳資料)集を作成していますか
1 作成している 2 作成していない
※作成している場合、その名称または趣旨をお書きください。
13 過去3年間(平成18~20年度)の中で、児童生徒用道徳教材(道徳資料)集を作成しましたか。
1 作成した 2 作成していない 3 分からない
※作成したものがある場合、その名称または趣旨をお書きください。

-4-

14 本年度、上記の	ほかに道徳教育充実	のために施策を行	_{了っている場合、}	その名称または概要等を
お教えください。	(例:情報交流会、	フォーラム、パン	ンフレット配布等	-

名 称	概 要

☆計画や実施の概要等が分かるものがありましたら、コピーなどを同封いただけると助かります。

D 教育委員会と大学との連携についてうかがいます。

15 各学校における道徳教育の充実や、大学の教職課程における道徳教育関連科目の授業の充実等のために、教育委員会として近隣の大学と連携していることがあれば〇印をおつけください。特になければ、〇印は不要です。

なお、「7 そのほか」に〇をつけた場合には、その概要をお書きください。

- 1 道徳教育研修の共同開催
- 2 大学で行う道徳の公開講座等への参加の推奨
- 3 大学生の小・中学校での授業参観
- 4 現職教員や指導主事等の大学の授業への指導者等として参加
- 5 大学教員の現職教員研修への講師として参加
- 6 授業研究や教材作成、指導資料作成等を大学教員の力を得て行う

7	そのほか …	

以下の項目は、教育委員会としてではなく、<u>回答者ご本人のお考えでご自由にお書きください</u>。なお、集約等により教育委員会や個人名が特定されることはありません。

参考 追偲教	育の允美のための詳趣についてつかかいよう。
	交において道徳教育やその要としての道徳の時間を一層充実させるための課題として、次 が強く感じられますか。重要な課題だと思われるものから3つ、○をおつけください。
1	道徳教育や道徳の時間の目標や意義の理解
2	道徳教育や道徳の時間の指導体制の充実
3	道徳教育や道徳の時間の指導計画の作成と整備
4	魅力ある道徳教材(資料等)の充実と整備
5	道徳教育や道徳の時間の指導方法の工夫
6	教師の道徳教育や道徳の時間に対する意識の昂揚
7	道徳の時間の授業時間の確保
8	学校における道徳的体験の充実
9	家庭や地域社会等との連携
10	道徳教育や道徳の時間についての研修の充実
11	道徳教育における評価への取組
12	そのほか …
ことや原	の「道徳の指導法(道徳教育の研究)」の指導の実施などにかかわって、大学に期待する感じていること等がありましたら、ご自由にお書きください。 育委員会としてではなく、記入者ご本人や教育委員会内の方のお考えでかまいません。)
	⊚ どうもありがとうございました。
	●いただきましたご回答は、慎重かつ有効に活用させていただきます。
	●教育委員会で作成しました指導資料等がありましたら、求めたく、大
	変お手数ですが、着払い便にてお送りいただけますようお願い申し上げます。なお、有償の場合はを請求書を同封し、お送りいただくか、購入のご案内をいただけますと助かります。 ●本アンケートの集計結果等の郵送をご希望される場合は、下記 欄に○をおつけください。まとまり次第お送り申し上げます。
	げます。なお、有償の場合はを請求書を同封し、お送りいただくか、 購入のご案内をいただけますと助かります。 ●本アンケートの集計結果等の郵送をご希望される場合は、下記

-6-

道徳教育に関する教育委員会を対象とした調査 〈 結果報告書 〉

発行日:平成22年12月

発 行:東京学芸大学「総合的道徳教育プログラム」推進本部

担当:第1プロジェクト 永田繁雄・藤澤 文

所在地: 〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学

Tel: 042-329-7190 (学務部学務課内) E-mail: kokoro@u-gakugei.ac.jp

印 刷:有限会社サンプロセス